

ドイツの水法と自然保護

はじめに

「河川・湖沼は、生態系の構成要素であり、公共の福祉及び将来の子供達のために、近自然的状態に、すなわち生態学的に機能する状態に、可能な限り戻していかなければならない。」日本の河川法にあたるドイツの連邦水収支法（1986年9月23日版）第1a条（原則）に関するドイツの公的な解説です。

ドイツやスイスの川づくりを参考に、多自然型川づくりの実施が我が国において通達されたのが1990年11月。それから5年以上の年月を経た今日、多自然型川づくりは、全国の河川でかなりの成果をあげるに至っています。ドイツ等の近自然型河川工法の研究、そしてそれらの日本への適用可能性という問題については、その間もかなりの研究が行われてきました。しかし他方、そのようなエコロジカルな川づくりを可能にしている

ドイツやスイスの法制度については、研究の対象となることは、ほとんどなかったというのが事実ではないでしょうか。パイロット的に実施されている多自然型川づくりなど、積み上げられてきた実績をもとに、我が国においても、次のステップとして、法制度面での取組の一層の充実を念頭におきながら、先ずドイツ等外国の法制度の現状調査を行い、その結果を広く一般に紹介する必要があるのではないかと、それが本書をつくることになったきっかけです。

今回はドイツの法律を取りあげていますが、ドイツの河川行政の方向を見定める上で、河川の「再自然化 Renaturierung」と「近自然的改修 Naturnaher Ausbau」の二つの概念を区別しておくことは、非常に重要です。一般的に、「再自然化」とは、河岸の土地を一定程度買い取り、氾濫区域として位置づけ、河川独自の発達を河川自身にゆだねることを基本にした事業であるのに対し、「近自然的改修」は、隣接する土地利用の変更を求めず、現在の河川空間の中で構

造的豊かさ図ることによって、生物の多様性を高める事業であると、区別されています（この新しい「改修」については、通常、侵害に当たらないとされています）。本書を通じて、ドイツでは「近自然的改修」から、「再自然化」事業が、真の洪水対策という意味からも、河川行政の柱になりつつあることが確認されることでしょう。

とはいえ、もとより、日本とドイツでは自然的条件とともに、社会的条件が著しく異なっているために、近自然的河川改修、再自然化、そしてそれらを保障する法的制度の導入については、容易ではないことは事実です。しかしまたその一方、河川に対して求める国民の要求が、我が国においてもこの20年ほどの間に大きく変わってきていることも事実です。1995年の河川審議会答申を取り上げてみても、そこには洪水の安全流下を基本としながら、生物の多様性の確保を、河川行政における重要な柱として位置づけ、これに対して一層充実した施策を展開する必要性のあることが明快に述べられています。

多自然型川づくりの普及定着、また河川環境管理基本計画の一層の充実を図るとともに、我が国においても、次のステップとして、ドイツ等の国におけるこれらを支える法的制度について、本格的に比較検討することが、今求められています。

氾濫原の確保、再自然化を、治水対策の第一位に位置づけるというド

イツにおける認識の大転換、そしてその認識転換の法制度等への定着努力は、我が国においても、大いに参考になる部分があるのではないかと思います。氾濫原確保による河川管理という動きは、1993年のミシシッピ川の大洪水をきっかけに、アメリカでも今、大きな流れになりつつあります。本書がさまざまな議論のきっかけになれば幸いに思います。

最後に、本書を作成するに当たって、ドイツの連邦、各州の水官庁、環境官庁から多大なる御協力を頂きましたことに対して、心よりお礼申し上げます。

財団法人 日本生態系協会
会長 池谷奉文

目次

【ドイツ連邦共和国】

ドイツ連邦共和国基本法〔憲法〕	5
連邦自然保護法	6
連邦水収支法	12

【ヘッセン州】

自然保護法	14
水法	18
河岸の土地〔河川辺縁帯状地〕の買い取り及び「近自然的河川」プログラムに基づく措置に関する補助金要綱	22

【ノルトライン＝ヴェストファーレン州】

自然収支の確保及びラントシャフト発展に向けての法律	26
水法	30
近自然的河川改修及び管理指導要綱	32

【シュレースヴィヒ＝ホルスタイン州】

自然保護法	38
水法	42

【自由ハンザ都市ハンブルク】

自然保護法	46
水法	50

河川(小川)の里親制度	52
ドイツにおける行政と環境NGO	53

【ニーダーザクセン州】

自然保護法	54
-------	----

【ベルリン州】

自然保護法・ヨシ原保護法	58
--------------	----

【バイエルン州】

自然保護法	60
生態学的補償制度について	63

ドイツ連邦共和国基本法[憲法]

1994年10月27日改正

第20a条（環境保護 [自然的生存基盤の保護義務]

国は、将来世代に対する責任を果たすという観点からもまた、憲法に適合する秩序の枠内において立法を通じて、また、法律及び法の基準に基づき執行権及び裁判〔訳注：司法〕を通じて、自然的生存基盤を保護する。

■解説

1961年から東西ベルリンを隔てていた「ベルリンの壁」が1989年11月に崩壊し、東西ドイツは政治的に統合されることになりました。その際、統一の方法としては、新しい憲法を制定するという道が本筋でしたが、それには相当の時間がかかるということなどから、ドイツ連邦共和国基本法（西ドイツ）第23条（当時）が適用され、東ドイツが西ドイツに加入するというかたちをとられました。こうしてドイツ連邦共和国基本法は、1990年10月3日から、旧西ドイツ11州に加え、ブランデンブルク州、メックレンブルク＝フォアポンメルン州など旧東ドイツ5州を新たに含むドイツ全16州に適用されることになりました。

新憲法制定によるドイツ統一の道は選択されませんでした。統一を契機に障害者差別の禁止等いくつかの規定を新たに設ける必要があるなど、憲法改正の声が強くなりました。環境保護を国家目標規定として憲法に明記すべきであるという主張も出されました。

ドイツ民主共和国憲法（旧東ドイツ）には、第15条（土地利用・自然保護）「市民の福祉のために、国家および社会は、自然保護について配慮する。河川・湖沼および大気の清浄維持ならびに植物界・動物界および故郷の風光美を保護することは、所管機関によって保障されるべきであり、また、それ以上に各市民の責務である。」という規定がありました。

1994年6月、連邦議会は、ドイツ連邦共和国基本法に、自然的生存基盤の保護義務を内容とする環境保護条項を第20a条として追加する案を、圧倒的多数で可決し、1994年11月から施行されることとなりました。

我が国ではすでに20年以上「環境権」に関する議論が続けられています。理念的なものであるとはいえ、一国の憲法でこうしたことが成文化されていることは、国民の価値観の形成や個別法の立法に際して、非常に大きな意味があるといえるでしょう。

ドイツ連邦共和国

自然保護及びラントシャフト保全に関する法律

Gesetz über Naturschutz und Landschaftspflege

(連邦自然保護法)

1993年8月6日改正現在

- 第1節 一般規定 (第1条～第4条)
- 第2節 ラントシャフト計画 (第5条～第7条)
- 第3節 保護、保全及び発展に関する一般的措置 (第8条～第11条)
- 第4節 自然及びラントシャフトの特定部分の保護、保全及び発展 (第12条～第19条)
- 第5節 野生の動植物種の保護及び保全 (第20条～第26c条)
- 第6節 自然及びラントシャフトにおける保養活動 (第27条～第28条)
- 第7節 団体の参加、秩序違反及び免除 (第29条～第31条)
- 第8節 連邦法の改正 (第32条～第37条)
- 第9節 経過規定及び最終規定 (第38条～第40条)

■解説

河川・湖沼など水辺環境の保護・復元を図る上で最も重要な法律は「連邦自然保護法」です。連邦自然保護法は、各州が州自然保護法を制定するに当たっての大綱的役割を果たしているという点からも、重要な位置づけにある法律です。

連邦自然保護法の最大の特徴は、人間の居住域、非居住域を問わず、自然を保護の対象としてだけでなく、復元の対象としても見ている点にあります。

水辺環境の保護・復元に直接関係する規定としては、第2条第1項第6号、第8条、第20c条などがあります。第2条第1項第6号は、近自然型河川工法の法的基盤となっている部分です。第8条は侵害規定です。ドイツでは「河川改修＝侵害」との認識から、河川改修を行う場合、生態学的補償措置(100%の代償・代替措置)を、原則として、あわせて行わなければならないことになっています。この重要なシステムの法的根拠が、連邦自然保護法第8条なのです(63ページ以下参照)。

第20c条は、1986年の改正によって追加された規定です。第1項第1号において、「小川や河川の近自然的区間」「[湖沼等の] 止水域の陸地化進行部分 [=陸域から水域へと移行するいわゆるエコトーンの部分]」については、破壊や著しい悪影響を与えてはならないと定められています。重要な又は今では希少なピオトープタイプについては、自然保護地域など時間がかかる法的指定手続き待たずに、これらに関しては直接的に法的保護下に置こうというのが第20c条の趣旨です。

第1条（自然保護及びラントシャフト保全の目的）

(1) 自然及びラントシャフトは、人間の居住域及び非居住域において、

1. 自然収支〔訳注：生態系〕の生産能力、
2. 自然資源の利用可能性、
3. 植物界及び動物界並びに
4. 自然及びラントシャフトの多様性、固有性及び美しさが、

人間の生存基盤として、また自然及びラントシャフトにおける人間の保養活動の前提として、持続的に確保されるように、保護され、保全され、発展されなければならない。

(2) 第1項から生じる要求は、相互に、かつ、自然及びラントシャフトに対する他の公共的要求と、比較衡量されなければならない。

(3) 秩序ある農林業は、文化ラントシャフト及び保養ラントシャフトの保存上、中心的意義を有している。秩序ある農林業は、一般に、この法律の目的〔の実現〕に貢献する。

第2条（自然保護及びラントシャフト保全の原則）

(1) 自然保護及びラントシャフト保全の目的は、個々の場合において、それを実現することが必要であり、可能であり、かつ、第1条第2項に基づく全ての要求との比較衡量下においても適切である限りにおいて、特に次に掲げる原則を基準にして、実現されなければならない。

1. 自然収支〔生態系〕の生産能力は、維持され、改善されなければならない。悪影響は、中止される、又は代償されなければならない。
6. 水面は、自然保護措置及びラントシャフト保全措置によってまた、維持され、拡大されなければならない。河川・湖沼は、汚染から保護されなければならない。河川・湖沼の自然的自己浄化能力は、維持され、又は回復されなければならない。可能な限り、河川の純工学的改修は回避し、生物学的河川工事措置に代えなければならない。
9. 植生は、秩序ある利用の範囲で、確保されなければならない。このことは特に、森林その他の閉鎖的被覆植物及び河岸の植生に適用される。被覆植物が除去されている未建築地は、再び、立地にふさわしく、緑化されなければならない。
10. 野生の動物、植物及びそれらから成る生物社会は、自然収支〔生態系〕の一部として、自然的・歴史的に増してきた種多様性に富むかたちで、保護されなければならない。それらの生息場所及び生息空間（ピオトープ）並びにそれらのその他の生存条件は、保護され、保全され、発展され、復元されなければならない。

第8条（自然及びラントシャフトに対する侵害）

- (1) この法律において侵害とは、自然収支の生産能力又はラントシャフト像に対して、著しい又は永続的な悪影響を与えるおそれのある土地の形態又は利用の変更をいう。
- (2) 侵害事業者〔訳注：侵害を引き起こす開発事業者〕は、それが自然保護及びラントシャフト保全の目的を実現するために必要である限りにおいて、回避可能な自然及びラントシャフトへの悪影響は中止し、回避不可能な悪影響は、定められた期間内に、自然保護措置及びラントシャフト保全措置によって、代償しなければならない〔Ausgleichsmaßnahme〕。この種の義務づけは、侵害に対して、他の法規に、官庁の承認、許認可、同意、計画決定、その他の決定又は官庁への届出が規定されていることを、前提とする。義務づけは、決定又は届出を担当する官庁によって宣言される。侵害の終了後、自然収支への著しい又は永続的な悪影響があとに残らず、かつ、ラントシャフト像がラントシャフトにふさわしく復元され、又は新たに造形されている場合、侵害は代償されたとされる。
- (3) 悪影響を回避することができず、又は必要な程度において代償することができず、かつ、自然及びラントシャフトへの全ての要求を比較衡量して、自然保護及びラントシャフト保全の要求が〔訳補：他の要求より〕優先する場合、侵害は禁止されなければならない。
- (9) 州は、第2項及び第3項に対して、代償が不可能であるにもかかわらず〔訳補：自然保護・ラントシャフト保全的要求より〕優先する侵害における侵害事業者の代替措置〔Ersatzmaßnahme〕に関する細目規定を、発布することができる。
- (10) 環境適合性審査法〔訳注：環境アセスメント法〕第3条に基づき環境適合性審査を行わねばならない事業計画が、侵害に際して、問題となっている場合、第2項第1文及び第3項を基準にした、又は第9項に基づく規定を基準にした判断がその過程で行われる手続きは、環境適合性審査法の要求に対応したものでなければならない。

第20条（種保護の責務）

- (1) 本節の規定は、自然的・歴史的に増してきた種多様性に富むかたちで、野生の動植物種を保護及び保全することに寄与する（種保護）。種保護には次の内容が含まれる。
 1. 人間による悪影響、特に人間の干渉による悪影響から、動物及び植物及びそれらから成る生物社会を保護すること。
 2. 野生の動植物種のビオトープを、保護、保全、発展、復元させ、またそれらのその他の生存条件を確保すること。
 3. 駆逐された野生種の動物及び植物を、その自然分布域の範囲内の適切なビオトープに、〔訳補：再び〕定着させること。

第20a条（用語の定義）

- (4) 本節において「在来」とは、次の条件に当てはまる野生の動植物種をいう。
1. その分布域又は定期的移動域の全て又は一部が、この法律の適用地域に存在する、又は歴史上の一時期存在していた野生の動植物種、又は、
 2. 自然的方法で、この法律の適用地域に分散してきた野生の動植物種。

第20b条（種とビオトープの保護のための一般規定）

- (1) 第20条第1項に基づく責務の準備、実行及び監督のために、州は、次のための適切な措置を講ずる。
1. 野生の動植物種の、特にその存続が危機にさらされている種の、種保護の観点から重要な個体群、生物社会及びビオトープに関する記載及び評価のための適切な措置、
 2. 保護、保全及び発展目標の設定及びその実現のための適切な措置。
- (2) 州は、種及びビオトープの保護を実現するための、特に野生の動植物種のビオトープの保護に関する細則規定を発することができる。

第20c条（特定のビオトープの保護）

- (1) 次に掲げるビオトープの破壊、又はその他の著しい若しくは永続的な悪影響につながるおそれのある措置は、許可されない。
1. 湿原、沼、ヨシ原、スゲ及びイグサが豊かな湿潤草地、湧水地、小川及び河川の近自然的及び工作物によって阻害されていない区間、止水域〔湖沼〕の陸地化進行部分、
 2. オープンな内陸砂丘、天然の岩塊や岩場、矮小性の低木及びビャクシン属のハイデ、エノコログサ草地、乾性草地、乾燥温暖地域の森及び茂み、
 3. 湿性林、沼沢地の森林、河畔林
 4. 岩石海岸及び断崖海岸、浜の土手並びに海浜地域の砂丘、塩性草地及び干潟、
 5. オープンな岩石構造、高山性草地並びに高山地域の雪渓及びヨーロッパハイマツの茂み
- (2) 州は、第1項の規定について、ビオトープへの悪影響が代償され得る場合、又は公共の福祉という優先的理由からその措置が必要である場合、例外を許可することができる。公共の福祉という優先的理由から例外が必要な場合、州は、代償措置又は代替措置を命令することができる。
- (3) 州は、第1項に挙げられているビオトープに、他のビオトープを追加して列記することができる。

第29条（団体の参加）

- (1) 権利能力のある団体には、他の法令に同じ内容の又はこれ以上の参加形式が定められていない限りにおいて、かつ団体が第2項により承認され、また団体の規約に定められた活動地域における事業計画によって影響をこうむる場合に限り、次のそれぞれの場面において、意見を表明し、また専門家による関連評価文書を閲覧する機会が与えられる。
1. 自然保護及びラントシャフト保全を担当する官庁による命令及びこの法律に基づく他の法規指令の準備段階。
 2. 個人に対して拘束力を発揮する限りにおける、第5条 [訳注：ラントシャフト構想・ラントシャフト基本計画] 及び第6条 [訳注：ラントシャフト計画] に基づく構想及び計画の準備段階。
 3. 自然保護地域及び国立公園を保護するために発せられた禁止及び命令を解除する前の段階。
 4. 第8条にいう自然及びラントシャフトに対する侵害を伴う事業計画に関する計画決定手続きの段階。
- (2) 団体の承認は、申請に基づいて、与えられる。承認は、団体が次の要件を満たしている場合には、与えられなければならない。
1. 規約に基づいて、理念的に及び単に一時的にではなく主として、自然保護及びラントシャフト保全の目的を促進している。
 2. 規約に基づいて、最低一つの州の範囲を含む活動地域を有している。
 3. 応分の責務遂行能力があることを証明している。その際、それまでの活動の種類及び範囲、会員の範囲並びに団体の業績能力が、考慮されなければならない。
 4. 公益的目的の追求を理由に、法人税法第5条第1項第9号に基づき、法人税が免除されている。
 5. 団体の目的を支持する人なら誰でも、団体への加入が可能となっている。
- (3) 一つの州の範囲を越える連邦の計画及び措置に際しての団体の参加の承認に対しては、連邦の計画及び措置が関係する複数州の範囲を、団体が活動地域として含んでいることを基準に、前項の規定が適用される。
- (4) 団体の承認は、州法に基づく担当官庁によって、規約に定められた活動地域に対して、与えられる。この承認は、担当官庁が所在する州の領域に関して、有効である。前項の場合の団体の承認は、連邦環境・自然保護・原子力安全省によって、与えられる。
- (5) 団体の承認は、承認賦与の要件が提示されない場合、取り消され得る。団体の承認は、不足要件が除去されない場合、取り消されなければならない。団体の承認は、承認賦与の要件の一つが、事後になって欠落した場合、取り消されなければならない。団体の承認の取り消しに不可争力が発生した時点で、団体の参加権も終了する。

訳語に関する注意

■本書ではドイツ語のLandschaftを「ラントシャフト」と訳しています

自然保護法等にいうドイツ語の Landschaft は、現代の日本語の「景観」とは異なり、自然に対する人間の働きかけの中でつくられてきた文化的・歴史的重みをもった概念であること、そして特に生態学的視点がそこに働いていることが多いという点に注意する必要があります。こうした理由から本書では、ドイツ語の Landschaft を「景観」とせず、そのまま「ラントシャフト」とすることにしています。

■本書ではドイツ語のGewässerを原則として「河川」と訳しています

ドイツ語のGewässerは、正確には、河川、湖沼、地下水等の水域全般を意味する言葉です。したがって、訳語としては「水域」を当てるのが最も無難なのですが、①ドイツ水法の最大の関心事が事実上「河川」にあるということ、また②本書の読者が必ずしも法の専門家であるわけではないということ、そして最後に③ドイツの水法を先ず何よりも身近なものとするという趣旨から、本書においてはあえて「河川」の訳を当てています。したがって、ドイツの水法、自然保護法中に見る「河川」には、場所によっては、湖沼、地下水、沿岸水域など他の水域タイプが含まれる場合のあることを、予めご理解下さい。

■本書ではドイツ語のAusgleichsmaßname、Ersatzmaßnahmeをそれぞれ「代償措置」、「代替措置」と訳しています

連邦自然保護法第8条等を根拠とするドイツの生態学的補償制度を理解する上で重要なドイツ語のAusgleichsmaßname、Ersatzmaßnahmeを、本書ではそれぞれ「代償措置」「代替措置」と訳しています。

「調整措置」「補償措置」とも訳される場合のあるAusgleichsmaßnameとは、一般には、ピオトープに対する破壊を、破壊されたピオトープと同機能、同価値を有するピオトープで生態学的に補償する措置を法的には意味します。これに対し、Ersatzmaßnahmeは、破壊されたピオトープに可能な限り近い機能、可能な限り近い価値を有するピオトープで生態学的に補償する措置を一般に意味します。

しかし、それは「機能的側面」からのみの区分方法であり、「空間的側面」、「時間的側面」の観点を無視しているのではないか等の批判もあり、法律上、また現場でも必ずしも厳密に区別して使われているわけではないというのが事実です。

連邦水収支法

Gesetz zur Ordnung des Wasserhaushalts

WasserhaushaltsGesetz(WHG)

1990年2月12日改正現在

導入規定	この法律の適用される対象（第1条）
第1章	水域に関する共通規定（第1a条～第22条）
第2章	地表水に関する規定（第23条～第32条）
第3章	沿岸水域に関する規定（第32a条～第32b条）
第4章	地下水に関する規定（第33条～第35条）
第5章	水経営計画、水登記（第36条～第37条）
第6章	罰金規定及び最終規定（第38条～第45条）

■解説

連邦自然保護法と並んで、河川・湖沼などの水辺環境を保護・復元していく上で重要な根拠を提供している法律は、「連邦水収支法」（「連邦水資源法」と訳される場合もあります）です。連邦水収支法において、特に注目する必要があるのは、第1a条、第28条、第31条です。

第1a条（原則）では、河川・湖沼は生態系の構成要素であること、そして連邦自然保護法第8条の侵害規則を想定させるように、それ故、回避可能な悪影響は全て回避されねばならないことが、端的に表現されています。

第28条（管理）においては、治水事業等を行う際には、生態学的要求に配慮しなければならないことなどが定められています。

そして次に第31条（改修）、ここが最も重要な部分です。第31条第1a項は、河川を改修する際には、平面線形と工法に関して、可能な限り、①河川を中心としたラントシャフト、②河川の保養空間としての適性、③自己浄化能力の維持・改善が、考慮されねばならないことを、定めています。

「保養」とはErholungというドイツ語の訳です。通常は「レクリエーション」と訳される単語ですが、レクリエーションというと、河川敷のゴルフ場、モトクロス練習場、エコロジカルにはコンクリートと同程度の価値しかもっていない運動場（裸地）などが連想されてしまい、誤解が生じるおそれがあることから、本書ではErholungにあえて「保養」の訳を当てることにしています。

また河川や湖沼に関連して頻繁に使われる「自己浄化能力」とは、河岸の植生等による水質浄化能力のことを指しています。したがって、「自己浄化能力の改善」といえば、それは具体的には例えば、河岸の植生の復元などのことを指しています。

第1条（この法律の適用される対象）

- (1) この法律は、次に掲げる水域に適用される。
 1. 通年の若しくは一時的な流水域又は止水域又は湧水から流れ出す水域（地表水）
 - 1 a. 平均的高潮時の海岸線又は地表水と海との境界と、海岸海との境界との間の海（沿岸水域）
 2. 地下水

第1a条（原則）

- (1) 河川は、自然収支〔訳注：生態系〕の構成要素として、公共の福祉及び公共の福祉と調和した個人の利益に寄与する、かつ、回避可能な悪影響が全て回避されるように、経営されなければならない。
- (2) 全ての人は、河川に影響を及ぼすおそれのある措置に際して、水の汚染その他の河川の性質の有害な変化を予防するために、また水収支を顧慮しながら、水の望ましい節約の利用を達成するために、状況に応じて必要な配慮を行う義務を負う。

第28条（管理の範囲）

- (1) 河川の管理には、洪水流下に対する秩序ある状態の維持、航行可能な河川については航行可能性の維持が含まれる。管理の際には、自然収支の要求〔訳注：生態学的要求〕を考慮に入れなければならない。河川ラントシャフトの像及び保養空間価値は、考慮されなければならない。州は、その他の水経営的観点からまた、河川及びその河岸を秩序ある状態に維持することを、管理に当たると定めることができる。このことはまた、その他のことがそれに対して義務づけられていない限りにおいて、自己浄化能力の改善及び維持のための措置についても当てはまる。

第31条（改修）

- (1) 河川又はその河岸の造成、除去、全面的造形（改修）には、環境適合性審査法〔訳注：環境アセスメント法〕の要求に対応する計画決定手続きの事前実施が、必要とされる。洪水流下に影響を及ぼす堤防及びダム建設も、同様に改修として扱われる。異議が予想されない場合には、計画決定手続きの事前実施なしに、改修は認可される。
- (1a) 改修の際には、平面線形及び工法において、可能な限り、河川ラントシャフトの像及び保養空間適性並びに河川の自己浄化能力の維持及び改善に、注意しなければならない。

ヘッセン州

自然保護及びラントシャフト保全に関するヘッセン州における法律

Hessisches Gesetz über Naturschutz und Landschaftspflege

(ヘッセン州自然保護法)

1994年12月19日改正現在

- 第 1 節 自然保護及びラントシャフト保全の実現のための原則 (第 1 条～第1a条)
- 第 2 節 ラントシャフト計画 (第 3 条～第 4 条)
- 第 3 節 保護、保全及び発展に関する一般規定 (第 5 条～第 10a条)
- 第 4 節 自然及びラントシャフトの特定部分の保護、保全及び発展 (第 11条～第20条)
- 第 5 節 野生の動植物の保護及び保全 (第21条～第29条)
- 第 6 節 自然保護官庁及び自然保護諮問委員会 (第30条～第34a条)
- 第 7 節 行政手続きにおける承認された団体の参加、訴訟権 (第35条～第36条)
- 第 8 節 法による制限 (第37条～第42条)
- 第 9 節 罰則規定 (第43条～第45条)
- 第10節 経過措置及び最終規定 (第46条～第51条)

■解説

ドイツには現在16の州があり、各州は、連邦自然保護法を基に州独自の自然保護法をそれぞれ制定しています。本書でまずはじめに取り上げるヘッセン州の自然保護法は、連邦諸州の自然保護法の中でも注目に値する法律です。

第 1 条第 1 項では、河川や湖沼等に対して、それ自身の自然的自己浄化能力が再生不可能になるまで負荷を与えるべきでないことが明記されています。第 6 号では、河川・湖沼は、近自然的状態に維持されるか、そうでない場合には近自然的状態に還元されるべきことが端的に述べられています。また、同条第 3 号第 4 号、そして第 15c 条等において、ピオトープはネットワーク化されることが、種の保存上必要であるという保全生態学的視点が法律事項として位置づけられています。ピオトープとしての河川・湖沼の重要性は、第 23a 条にも述べられていますが、ここにもネットワークの視点が盛り込まれています。

第 2 a 条は「秩序ある」農林水産業は、人間と自然との歴史的応答の中でつくられてきた豊かな文化的ラントシャフトの保存に重要な役割を果たしていると述べている部分ですが、その第 1 項、そして特に第 2 項において、「秩序ある」農林水産業とは具体的にどういうものが明確に定義されています。農林水産業の役割に、野生生物の保護が含まれているということ、法律事項として明確にしているこの部分は、特筆に値します。

第1条（自然保護及びラントシャフト保全の目的と原則）

- (1) 自然及びラントシャフトは、州内の居住地域及び非居住地域において、それ自身のために、かつ、人間の生存基盤として、発展され、保護され、保存されなければならない。自然収支の生産能力は、確保されなければならない。特に、土壌、大気及び水に対して、それ自身の自然的生産可能性が回復不可能になるまで、著しい負荷を与えてはならない。
- (2) 連邦自然保護法第2条第1項の補足として、ヘッセン州における自然保護及びラントシャフト保全は、次に掲げる目的及び原則を基準にして実現される必要がある。
 2. 野生の動植物のために、十分な生息空間が確保されなければならない。州面積の10分の1及び〔湖沼等の〕止水域面積の5分の1において、近自然的生物生息空間の発展が、それ故、優先される。
 3. 自然保護上重要な土地は、野生の動植物が、種の保存に必要な分散条件及び生存条件を見い出すように、ネットワークされる。
 4. 交通施設及び〔訳補：水、ガス等の〕供給施設並びに住宅地及び建物は、それらの目的設定の範囲において、関連ある建設場所以外の土地に対する要求を可能な限り小さくするように、特に動物の生息空間及び移動経路並びにラントシャフトの造形及び利用に対しては、可能な限り悪影響を与えないように、計画され、造形される。絶滅の危機に瀕している種の生息空間を結合している、又はネットワーク化している移動経路及びラントシャフト構成部分は、特に保護される。
 5. 価値ある生物生息空間、特に湿地並びに乾燥地及び貧栄養地は、保存される。適当な土地においては、それらは復元される。
 6. 〔河川等の〕流水域及び〔湖沼等の〕止水域は、近自然的状態において保存される、又は近自然的状態に復元される。
 7. 河川の氾濫区域及び河岸は、既に建築物の建っている場所を除いて、空けた状態が維持され、かつ、自然状態に対応しつつ造形され、管理される。河畔の沼沢地は、保護され、保存される。

第2a条（農林水産業の課題）

- (1) 環境適合的及び自然適合的農林水産業は、ヘッセン州の文化ラントシャフトの保存に、重要な貢献を行う。こうした貢献は、州内の全ての部分において、促進され、自然資源が、安全かつ高価値の生産物の生産のために、自然保護、種保護及びラントシャフト保全の目的と調和しつつ、利用されるように具体化されなければならない。農林水産業上利用される土地の適切な部分については、生物生息空間及びネットワーク用地として、提供されなければならない。
- (2) 秩序ある農林水産業的土地利用は、自然及びラントシャフトに対する侵害とはみなされない。この法律において「秩序ある」とは、特に次に掲げる管理形態をいう。

1. 土壌侵食を防止し、腐植土の形成を促進し、汚染物質の〔河川・湖沼・地下水等の〕水域への流入及び野生動植物の生息空間への悪影響を回避する土壌の農業的利用
2. 水質に悪影響を与えず、各自然空間の河川依存的動植物の生息空間としての河川及びその河岸の機能を、保存し、促進する河川の魚業的利用
3. 立地に合った林業樹種を植栽し、多様な植分〔Bestand〕を構成し、かつ、皆伐を行わず持続的にこれを管理する森林の林業的利用

第5条（自然及びラントシャフトへの侵害）〔→第8条まで侵害関係〕

(2) 特に次に掲げる行為は、第1項にいう侵害とされる。

3. 船舶の停泊地及びその他の水上施設の整備、
9. それによって動物又は植物の生存条件が永続的に悪影響を受けることとなる土地の排水及び地下水面の永続的沈下

第11条（一般規定）

自然及びラントシャフトの部分を、

1. 自然保護地域、
2. ラントシャフト保護地域、
3. 自然記念物、
4. 保護されるべきラントシャフト構成要素、
5. 国立公園、
6. 生物圏保護地域、
7. ビオトープネットワーク用地、

として指定することができる。

第15条（保護されるべきラントシャフト構成要素）

第15c条（ビオトープネットワーク用地）

生物生息空間の間及び生物社会の間の交換が可能となるように、第12条～第15条及び第18条に基づき保護される地域、並びに第23条にいう生物生息空間及びラントシャフト構成要素を、相互に結合するために、位置及び適性に基づき必要とされる土地を、自然保護地域と同様に、指定することができる。

第16条（指定手続き）

(2) 自然保護地域、ピオトープネットワーク用地、ラントシャフト保護地域は、国土計画に関する上級官庁との合議に基づき、上級自然保護官庁の法規指令によって、指定される。第1文とは別に、5 ha以下の自然保護地域、ピオトープネットワーク用地は、国土利用に関する上級官庁との合議に基づき、かつ、上級自然保護官庁との合議に基づき、下級自然保護官庁の法規指令によって、指定される。

第22条（植物、動物及び生息空間に関する一般的保護）

第23条（特定の生物生息空間及びラントシャフト構成要素の保護）

(1) 次に掲げるものは、この法律による特別な保護下に置かれる。

1. 湿原、沼、ヨシ原、陸地化進行区域、旧河道、ため池、季節的浅水池、湧水地、小川及び河川の近自然的区間、塩性草地、
2. オープンな内陸砂丘、天然の岩塊や岩場、矮小性の低木及びビャクシン属のハイデ、エノコログサ草地、乾性草地、
3. 街路樹、耕地内樹木群、河岸林、石積境界帯、切り通し、乾燥壁並びに外部地域におけるヘッジロウ及びラントシャフトを特徴づける独立木、
4. 湿性林、沼沢地の森林、
5. スゲ及びイグサが豊かな湿性草地及び湿润草地、乾燥温暖地域の森及び茂み、河畔林並びに第2項に基づく法規指令を基準とする敷藁果樹草地

第23a条（河川 [湖沼] 及び河岸 [湖岸] の土地における野生の動植物の保護）

(1) 河川並びにその河岸及び氾濫区域は、野生の動植物にとって特別な、かつ、他の場所で代替不可能な生息空間を提供している。こうした生物生息空間は、可能な限り、保存され、発展されなければならない。河川内外で行われる全ての措置に際しては、ラントシャフトの特徴的な自然的構成要素であり、また特別な生物生息空間の間をネットワーク的に結合する要素でもある河岸の土地が有する機能に、配慮しなければならない。

(2) 上級自然保護官庁は、上級水官庁との合議に基づき、個々の河川の全区間又はその一区間の河岸の土地について、経営から解放されるべきであることを、法規指令によって、定めることができる。第1文の経営の禁止は、立地に合った河岸の被覆植物を保存する、復元するためにそれが必要である場合に限り、発することができる。

ヘッセン州

水法

Hessisches Wassergesetz

1994年9月23日改正現在

第1章	水域、水域の分類（第1条～第3条）
第2章	河川の所有関係（第4条～第14条）
第3章	河川の使用（第15条～第58条）
第4章	河川の改修及び管理、堤防（第59条～第67条）
第5章	地表水の中及び付近の施設（第68条～第73条）（第121条～第120条）
第13章	経過及び最終規定（第121条～第130条）

■解説

自然保護法の場合と同様、ドイツでは、連邦水収支法に基づき、各州ごとに州独自の水法が制定されています。ヘッセン州水法は、自然保護法同様、ドイツ全16州の中でも特筆すべき水法といえるものです（注：翻訳に当たって、「湖沼」や「地下水」等を含むと考えられる箇所でも、本書では基本的には「河川」と訳してあることを了解して下さい（11ページ参照）。

第59条はきわめて重要な規定です。先ず第1項において、「河川管理」には、河川の生態学的機能の保存、特に、①河岸の植生を保存すること、②河岸の植生が失われている場合には、それを復元することも含まれることが、端的に述べられています。そして次の第2項はさらに重要です。①河川が、現在、自然状態または自然に近い状態にある場合にはその状態を保存することが何よりも先ず優先されること、②自然状態から現在遠い状態にある河川に関しては、条件が満たされていれば、自然に近い状態にそれを再び戻さねばならないことが、法律事項としてここに定められています（同様の規定はハンブルクやシュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州などの水法にもあります）。

第68条は、河岸の土地のもつ生態学的な機能を法律的に位置づけている部分です。そして第68条をうけるかたちで第70条においては、その河岸の土地の買い取りに関する州による補助可能性が言及されているという点でまたきわめて重要な意味もっています。第59条第2項の河川の再自然化、第70条のエコロジカルな理由からの河川辺縁帯状地の買い取り規定を根拠に、ヘッセン州では補助金要綱がつけられています（22ページ以下参照）。ヘッセン州におけるこうした事例には、私達にとって大いに参考にすべき点があるように思います。

第59条（河川の近自然的状態の造成及び維持）

- (1) 河川の自然的な外観及び生態学的機能、特に旧河道の自然的な外観及び生態学的機能を保存することは、河川管理上の課題である。河川管理には、特に、立地に合った河岸〔湖岸〕植生を保存すること、及び河岸〔湖岸〕植生が存在しない場合には新たに植栽することも含まれる。洪水からの保護、船舶の航行、漁業、エネルギー供給及び保養活動の要求は、考慮されなければならない。河川管理は、公法上の義務であり、それは最上級水官庁によって導入されたガイドラインに基づく河川観察の結果に注意しつつ実行される。
- (2) 河川が、自然状態又は近自然的状態にある場合、その状態は保存されなければならない。近自然的に改修されなかった自然河川は、公共の福祉という優先的理由がそれに対立するのではない限り、適切な時間内に、近自然的状態へと再び戻されなければならない。水官庁は、第1項の要求を満たしていない河川について、当該河川の管理義務者に対して、当該河川を近自然的状態にすべき期間を定めることができる。

第60条（管理・改修責任者）

- (1) 別表1〔別表省略〕に掲げられている一級河川の管理及び改修は、州に義務づけられている。その他の自然に流れる河川は、隣接市町村又は隣接市町村が組織する団体によって、管理され、及び改修される。土地所有者の用排水としてのみ用をなしている河川、止水性の水域、人工的に流れる河川は、土地所有者によって管理され、及び改修される。
.....
- (4) 別表3〔別表省略〕に掲げられている河川に関し、第59条第1項に基づく義務を遂行するために必要な費用が、河川管理義務者の費用負担能力を越える場合、州は、予算の範囲内で、その費用の70%以内を負担する。
- (5) 河川管理義務者の費用負担能力を考慮した上で、州が十分に費用負担する場合に限り、第59条第2項第3文に基づいて、河川管理義務者に対して、河川の近自然的造成を義務づけることができる。

第68条（河岸の土地）

- (1) 河岸の土地は、河川の生態学的機能の維持及び改善並びに流水流下の確保に意義を有している。それ故、河岸の土地は、護岸施設及び被覆植物を含めて、保護されなければならない。
- (2) 水際線及び法面法肩の間の土地並びにその土地に隣接する陸地側幅10mの土地又は建築区域との関連では5m以内の土地を、河岸という。流水流下の確保、又は河川の生態学的機能の維持及び改善にそれが必要である場合に限り、最上級水官庁は、法規指令によって、個々の河川の全域又は特定の一区間に関して、より広い土地を、河岸として定めることができる。

第69条（氾濫区域）

- (1) 流水流下の規則化にそれが必要である限りにおいて、洪水の際に冠水する区域を氾濫区域に、法規指令によって指定することができる。その場合、原則として統計的に100年に一回発生することが予想される洪水を基礎とする。

第70条（禁止）

- (1) 第2項第1文に基づく事業計画が問題とされる場合であって、またそれが第71条第1項に基づく免除許可が与えられない事業計画である場合、河岸及び氾濫区域内の土地を、建設基本計画において新建設用地として指定することは、許可されない。
- (2) 河川、河岸、氾濫区域においては、以下の行為は禁止される。
1. 工作物の新築又は増築。
 2. 河川を汚染する物質の土壌への散布・堆積。
 3. 採草地の畑への転換。
 4. それが河川の改修又は管理に、自然的河畔ラントシャフトの維持又は復元に、植分[Bestand]の更新に…意義を有しない限りにおける、高木及び低木の植栽、拡張又は除去。

第1文第1号及び第4号は、止水性の水域の河岸に対しては適用されない。第1文第2号は、流水が普通継続して存する状態にない河川の河岸及び氾濫区域で行われる秩序ある農業の範囲内の措置に対しては、適用されない。第1文第2号の禁止規定が、1990年1月1日以前に許可されていた土地利用を制限することになる場合、河川管理義務者は、土地利用権者に対して、この利用制限件に関して、請求に基づき、応分の補償を行わなければならない。土地所有者は、禁止規定を遵守することによって、経済活動をそれ以後継続していくことが不可能となる場合に限り、補償に代えて、河川管理義務者による河岸の土地の買い取りを、請求することができる。…州は、土地取得に要する費用について、それが河川管理義務者の費用負担能力を超える場合、予算の範囲内で、必要な費用の70%以内を負担する。

第71条（免除）

- (1) 水官庁は、第70条に基づく禁止規定の適用を、請求により免除することができる。
1. 免除措置が公共の利益と両立し得る場合
 3. 当該建設行為が、既に作成されている法的拘束力のある地区詳細計画又は建設法典第34条によって許可が与えられている土地において、事業計画が実現される場合

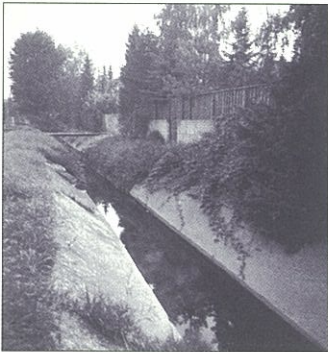
第72条（追加措置）

水官庁は、河岸及び氾濫区域について、洪水の流下を確保するために、障害物の撤去、土地利用種類の変更、陸地化防止措置の実行及び窪みの平滑化を、一般的に又は個々の場合ごとに、定めることができる。その際、生態学的な要求が考慮されなければならない。指令が不当な厳しさを表現している場合には、それに対して応分の補償がなされなければならない。

第94条（担当水官庁）

(2) 4. 第71条第1項に基づく免除は、その措置が氾濫区域で行われる場合に限りにおいて、許可される。

■コンクリートからの解放 —ヘッセン州の事例—



ヘッセン州オッフエンバッハ郡のハンクスト川は、何年もの間、直線コンクリート水路に閉じ込められていました。しかし、再自然化措置がなされ、先ず500mの区間にわたって、ハンクスト川に再び自由が与えられることになりました。この再自然化措置に要した費用は合計100万マルクに及びますが、その内の70万マルクは州の補助金によってまかなわれています。



Ministerium für Umwelt, Energie, Jugend, Familie und Gesundheit 「Naturnahe Gewässer in Hessen, Bachpatenschaften, Renaturierungsmaßnahmen」より

河岸の土地〔河川辺縁帯状地〕の買い取り 及び「近自然的河川」プログラムに基づく措置に関する 補助金要綱

1992年4月

ヘッセン州 環境・エネルギー・連邦事務省

■解説

河川を再自然化する上で常に問題となるのが、それに必要な河岸の土地を、果たして十分に確保できるかどうかという点です。ヘッセン州は、1980年代から「近自然的河川」プログラムの中で、河川の自然環境の保護・復元事業を着実に積み重ねてきた州ですが、そのヘッセン州でも、1990年代に入り、それまでも増して、河岸の土地の確保が重要な課題として浮上していました。

そうした中、州政府では、1992年4月に、州水法第68条第4項（現水法第70条）と第59条第2項に定められていた河川辺縁帯条地の買い取りや近自然的状態への河川の復元が、市町村レベルでより一層推進されるようにと、「河岸の土地〔河川辺縁帯条地〕の買い取り及び「近自然的河川」プログラムに基づく措置に関する補助金要綱」を作成し、市町村等に告示しています。以下24ページまではその翻訳です。

また、本書では省略しましたが、この補助金要綱には、連邦自然保護法第29条によって承認されているドイツ最大の自然保護団体・ドイツ環境自然保護連合（BUND）と州政府との協同作業によって作成された2つの付属文書（①「再自然化基本計画の内容と進行」、②「河川の自然的造形のための原則」）が、補助金要綱を補完するものとして添付されています。

ヘッセン州では、1994年にも水法のエコロジカルな改正が行われています。それに合わせて自然保護法の改正も行われています。「河川、河岸、氾濫区域」を、他の土地では代替不可能な、野生生物にとってきわめて重要なピオトープとして明確に位置づけた州自然保護法第23a条の規定は、この時に挿入されたものです。

1. 補助の目的及び法的根拠

ヘッセン州政府は、この要綱に従って、河川及びその河岸の保護を促進する。ヘッセン州水法第68条第4項〔訳注：現行水法第70条に相当〕の条件に基づいて、河川管理義務者が河岸の土地〔河川辺縁帯状地〕を買い入れる際に必要な費用の一部を、ヘッセン州政府が負担する。同政府はまた、改修された二級河川及び三級河川を、ヘッセン州水法第59条2項に基づき、近自然的な状態に復元するための補助金をも支給する。認可官庁（政府幹部会）は、この要綱の規定及び予算に基づき、決定を下す。

2. 補助の対象

申請に基づき、次のものが補助の対象となる。

- 河岸の土地の買い取り（ヘッセン州水法第68条にいう河岸の土地〔訳注：現行水法同68条〕）
- 降水地域内の全ての水の流れに関する総合的観察とその自然空間特性を考慮した再自然化計画の作成（地域計画的再自然化計画）
- (5.2.1項の条件を満たし、かつ、河川辺縁帯状地を越える土地の買い取りを含む) 個別措置の実施

個別措置とは次に掲げるものとする。

- 上記再自然化計画に含まれるもの
- 生態学的緊急性を有するもの

3. 補助対象団体

補助を受けられるのは、地方公共団体（市町村）、目的団体、水組合及び土地組合である。

4. 補助の種類、範囲及び金額

4.1 補助の対象となる費用に対する補助の割合は次の通りである。

- 河岸の土地（ヘッセン州水法第68条〔訳注：現行水法同68条〕にいう河岸の土地）の買い取り費用については、原則的として70%以内
- 地域計画的再自然化計画の作成費については、原則として80%以内
- (5.2.1項の条件を満たし、かつ、河川辺縁帯状地を越える土地の買い取りを含む) 個別措置の費用については、原則的として80%以内

4.2 最終的な補助額は、ヘッセン州内務・ヨーロッパ関係省及び財務省の了解のもとに、河川の再自然化を担当する州の最高官庁が決定する。

5.2 土地の買い取り

5.2.1 土地の買い取りに対する補助は、次の土地に限られる。

- ヘッセン州水法第68条第2項〔訳注：現行水法同条同項〕という河岸の土地
- 再自然化計画において、河川のダイナミズムの展開を保障するために設計図に定められたオープンスペースに対応する広さの土地

買い取った土地は、河川の土地と認定され、自然の遷移にゆだねられるか、又は決定されている計画に沿って造形されなければならない。それ以外の利用は許可されない。

5.2.3 [略]

5.2.3 補助の対象となるのは、州の専門管轄官庁の評価に基づく土地の買い取り費用で、その中には測量費、登記費用等が含まれる。

5.3 再自然化措置

5.3.1 補助の対象は、地域計画的再自然化計画の作成及び（5.2.1項の条件を満たし、かつ、河川辺縁帯状地を越える土地の買い取りを含む）個別措置

個別措置とは次の通りである。

- この再自然化計画に基づくもの
- 生態学的な緊急性を有するもの

再自然化計画の作成、それに基づく個別措置及び全ての予備調査は、「再自然化基本計画の内容と進行」（付属書2 [省略]）及び「河川の自然的造形のための原則」（添付書3 [省略]）を考慮して、実施しなければならない。

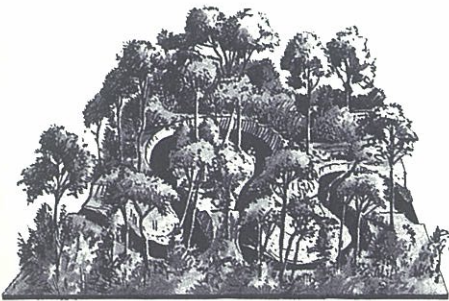
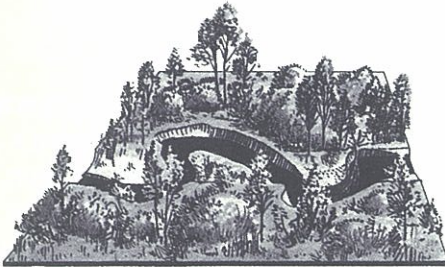
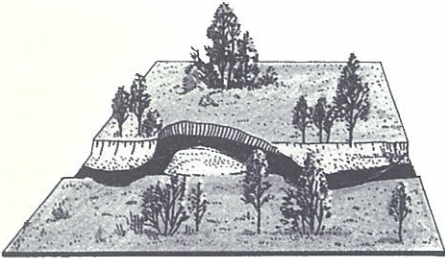
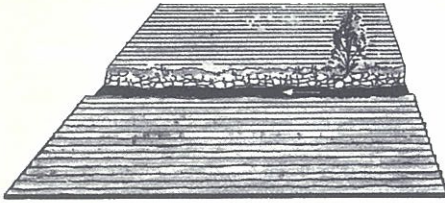
建設作業終了の3年後に、許認可官庁に報告書を提出しなければならない。

5.3.2 補助の対象となるのは次の通りである。

- 建築設計技術者の報酬規定に基づく設計、施工管理、現場監督及びその他の業務にかかわる費用
- 管理業務に関しては次のものとする。
- 人件費・施工者側の人員による設計、施工管理及び現場監督の費用の規定報酬の80%以内
- 施工者が所有する機械使用にかかわる費用（運転費、ドイツ建設業組合の建設機械リストに基づく償却金等の内で購入費の80%以内)
- 材料費のうち実測による原価の80%

5.3.3 助成の対象とならない費用は次の通りである。[略]

■バイエルン州における河川辺縁帯状地の買収と再自然化



河川の再自然化を目的に、河岸の土地（河川辺縁帯状地）を買取り始めているのはヘッセン州だけではありません。連邦16州の中で最大の面積を誇り、近自然河川工法など水辺環境の保護・復元の「老舗」として名高いバイエルン州でももちろん、積極的に行われています。生産過剰など農業を取り巻く環境の変化を背景に、農家等の地権者や市町村の理解を得つつ、この数年の間に、バイエルン州では河岸の土地を、河川環境の保全と創造を目的に、大量に取得しています。

自然を人間の力でコントロールし尽くすことは無理であること、そして川沿いに自然状態に近い環境を復元することは、洪水対策という観点からも必要であることが、1994年の大洪水をきっかけにバイエルン州において広く認識されることとなりました。河岸の農地等を買取り、それを自然な氾濫原にいわば放置することは、生物多様性の保全や地下水の涵養だけでなく、洪水流量ピークの抑制などといったかたちで洪水対策にもつながるものと考えられているのです。

StMLU 「Gewässerpflege Neue Wege」(1995) より

ノルトライン＝ヴェストファーレン州

自然収支の確保及びラントシャフト発展に向けての法律

Gesetz zur Sicherung des Naturhaushalts und zur Entwicklung der Landschaft

(ノルトライン＝ヴェストファーレン州ラントシャフト法)

1994年8月15日現在

第1節	一般規定（第1条～第7条）
第2節	ラントシャフト官庁、諮問委員会、ラントシャフト監視（第8条～第14条）
第3節	ラントシャフト計画（第15条～第26条）
第4節	ラントシャフト計画における手続き（第27条～第32条）
第5節	ラントシャフト計画の影響及び実行（第33条～第42条）
第5a節	保護指定（第42a条～第42e条）
第6節	補足規定（第43条～第48条）
第7節	野外自然における保養活動（第49条～第59条）
第8節	種保護（第60条～第68条）
第9節	免除、罰金規定、特別権限（第69条～第72条）
第10節	経過規定及び最終規定（第73条～第86条）

■解説

ノルトライン＝ヴェストファーレン州のラントシャフト法における、河川の自然環境の保護・復元に関する規定にも、参考に値する州独自の規定が少なくありません。例えば、連邦自然保護法の第2条第1項第10号はピオトープに関して、「保護され、保全され、発展され、復元されなければならない」と述べるに止まっていますが、州ラントシャフト法第2条第10号は、それに続けて「可能な限り、一つのシステムへとネットワーク化されなければならない」と、個々のピオトープのネットワーク化による地域全体のエコロジカルなつながりの復元までを自然保護の原則としています。

第4条は侵害規則に関する部分ですが、ここでも「河川改修」は「侵害」に当たること、そして第5条以下に定めのある代償措置や代替措置等による生態学的な補償が、事業主体に義務づけられることが、端的に表されています。

第62条は連邦自然保護法の第20c条に対応する部分ですが、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、保護すべきピオトープの第一番目に、河川・湖沼にかかわる自然環境があげられています。

第1条（自然保護及びラントシャフト保全の目的）

第2条（自然保護及びラントシャフト保全の原則）

自然保護及びラントシャフト保全の目的は、個々の場合において、それを実現することが必要であり、可能であり、かつ、第1条第2項に基づく全ての要求との比較衡量下においても適切である限りにおいて、特に次の原則を基準にして、実現されなければならない。

6. 水面は、自然保護及びラントシャフト保全の措置によってまた、保護され、拡大されなければならない。河川・湖沼は、汚染から保護されなければならない。河川・湖沼の自然的自己浄化能力は、維持され、又は回復されなければならない。可能な限り、河川の純工学的な改修は回避され、生物学的河川工事措置に代えなければならない。
9. 植生は、秩序ある利用の範囲で、確保されなければならない。このことは、特に森林その他の閉鎖的被覆植物、河岸の植生に適用される。被覆植物が除去されている未建築地は、再び、立地にふさわしく、緑化されなければならない。
10. 野生の動物、植物及びそれらから成る生物社会は、自然収支〔訳注：生態系〕の一部として、自然的・歴史的に増してきた種多様性に富むかたちで、保護されなければならない。それらの生息場所及び生息空間（ビオトープ）並びにそれらのその他の生息条件は、保護され、保全され、発展され、復元され、そして可能な限り、一つの結合システムへとネットワーク化されなければならない。

第4条（自然及びラントシャフトに対する侵害）

- (1) この法律において、自然及びラントシャフト像に対する侵害とは、自然収支の生産能力又はラントシャフト像に対して、著しい又は永続的な悪影響を与えるおそれのある土地の形態又は利用の変更をいう。
- (2) 特に次の行為は、侵害とみなされる。
 6. 河川の改修
 7. この法律に基づく、又はこの法律を基盤に保護されるべき土地及び対象の破壊又はその他の著しい若しくは永続的な悪影響

第5条（代替措置及び代替金に関する一般規定）

第6条（侵害の際の手続き）

- (2) 公法に基づき計画される専門計画を基盤に行われる必要がある自然及びラントシャフトに対する侵害の際には、専門計画の計画策定者は、専門計画又は専門計画の構成要素であるラントシャフト保全的付随計画において、自然及びラントシャフトに対する侵害

の判定に必要な全ての申告を、行わなければならない。特に次のものが必要である。[略]

第9条（課題、担当）

(2) 他の官庁と公的機関は、その所轄事項の範囲内で、自然保護及びラントシャフト保全の目的の実現を支持しなければならない。参加の詳細な形式が定められていない限りにおいて、他の官庁と公的機関は、自然保護及びラントシャフト保全上の要求に抵触するおそれのある全ての公的計画及び措置の準備段階において既に、報告し、意見を聴かななければならない。

第19条（自然及びラントシャフトにおける特に保護されるべき部分）

第26条（[ラントシャフト計画における] 発展、保全及び整備措置）

第57条（河川・湖沼沿いの土地における建築禁止）

第62条（特定のピオトープの保護）

(1) 次に掲げるピオトープに対する著しい若しくは永続的な悪影響又は破壊につながるおそれのある措置及び行為は禁止される。

1. 河岸[・湖岸]及び河岸[・湖岸]に付随する自然な若しくは近自然的な植生並びに自然な若しくは近自然的な陸地化進行部分を含む、内陸の流水性水域及び止水性水域における自然な若しくは近自然的な未建築区域、及び定期的氾濫区域、
2. 湿原、沼、ヨシ原、湿性及び湿潤採草地、湧水池、

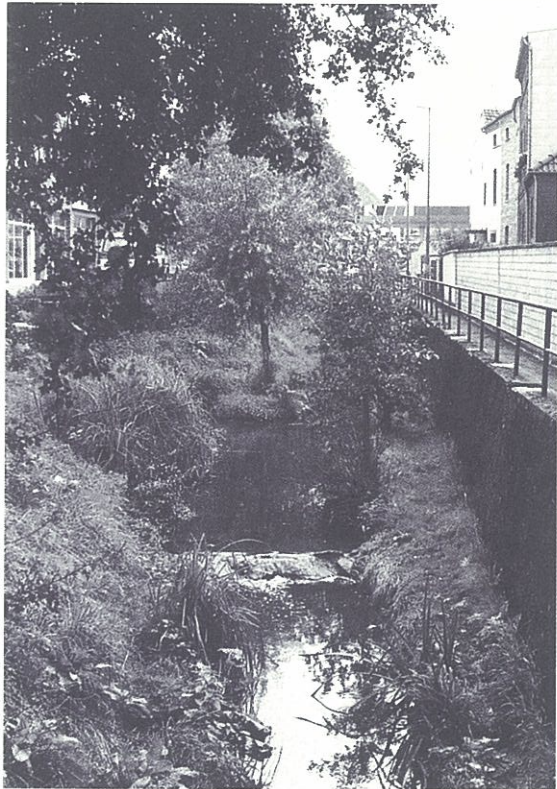
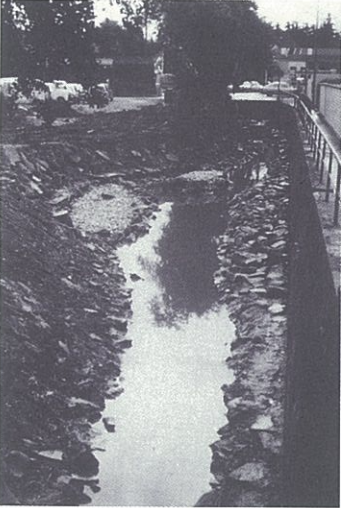
第70条（罰金規定）

(1) 故意に又は過失により、次に掲げる行為を行う者は、秩序に違反している。

11. 第62条第1項に反して、保護されるべきピオトープの著しい若しくは永続的な悪影響に、又は破壊につながる、又はつながるおそれのある措置及び行為を行う者

第71条（罰金…）

(1) 第70条に基づく秩序違反に対しては、10万ドイツマルク以下の罰金が科されうる。



Ministerium für Umwelt, Raumordnung und Landwirtschaft
「Gewässerauenprogramm Nordrhein-Westfalen」(1994) より

ケルン行政区メアツェニツヒを流れるエレ川は、川底・法面ともにかつては完全にコンクリートの内張りが施されていましたが、1987～1989年に、動植物の多様な生息空間の創出を目的に、近自然的造形工事が行われました。

ノルトライン＝ヴェストファーレン州でも、他州同様、多くの場所で、エレ川のような河川の再自然化・近自然的造形事業が行われています。

ノルトライン＝ヴェストファーレン州

水法

Wassergesetz für das Land Nordrhein-Westfalen

1992年4月29日改正現在

第1章	導入的規定（第1条～第2条）
第2章	地表水（第3条～第13条）
第3章	河川の保護（第14条～第18条）
第4章	河川経営の基礎、河川の経営[Bewirtschaftung]（第19条～第23条）
第5章	河川の利用（第24条～第44a条）
第6章	水供給及び汚水処理（第45条～第63条）
第7章	汚水料（第64条～第85条）
第8章	河川使用の補償、河川管理、施設（第86条～第99条）
第9章	河川改修、堰堤及び遊水池（第100条～第106条）
第10章	洪水流過の確保（第107条～第115条）
	……………（第116条～第162条）
第18章	経過規定及び最終規定（第163条～第173条）

■解説

ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、1989年に水法をエコロジカルな観点から改正し、河川の生態学的価値の保存、改善、復元という課題の制度化を果たしています。

第89条、第90条はその1989年の改正によって新たに導入された規定です。第89条第1項は公共の福祉の点から必要な場合には、河川を改修すべきことを河川管理義務者に義務づけた条項ですが、それに続く第2項では、河川管理義務者に、河川の再自然化や近自然的造形を、上級水官庁、つまり行政区（州と郡の間の行政単位）の長官が指示できるとする規定です。

第90条も重要です。河川管理を行う場合、ドイツでは生態学的な視点をもたねばならないことになっていますが（連邦水収支法第28条）、同州ではその内容を具体的に表しています。

第100条はまた特に意義のある部分です。ドイツでは、河川改修計画を策定する場合、連邦法でいえば、連邦水収支法第31条第1a項に基づき、生態学的配慮を行う必要があるのですが、この第100条は、それを州レベルで具体化した部分です（32ページ以下参照）。

第89条（河川改修の義務）

(2) 上級水官庁は、河川管理義務者に対して、近自然的に改修されなかった河川を、相応の期間内に、再び近自然的状態に戻すよう、定めることができる。

第90条（河川管理の範囲）

河川管理は、河岸を含む河床をも対象とする。その際、自然収支〔訳注：生態系〕及び河川ラントシャフトに対する河川の作用は、保存され、発展されなければならない。これにはまた次のことも含まれる。

1. 相応な在来植物群落及び動物群集〔Pflanzen-und Tierbestand〕の保存及び復元
2. 他のことが義務づけられていない限りにおける、自己浄化能力の維持及び改善
3. それが程度に応じて必要である限りにおける、河床及び河岸のオープンな状態の維持、浄化及びごみ掃除

第95条（第三者による河川管理）

(1) 河川管理の義務は、公法上の効果を有する一般水官庁が同意した協定に基づき、他の者が引き受けることができる。新しい河川管理義務者が、秩序通りにその義務を果たしていない場合、同意は取り消され得る。

第100条（原則）

- (1) 河川は、一般的に認知された技術法に基づいて、改修されなければならない。一般的に認知された技術法とは、特に、環境・国土計画・農業大臣によって省報における公告を通して採用された、河川の改修に関する規定をいう。個々の場合ごとに、又は省報における公告を通して、公共の福祉の理由から、より細かい要求を決めることができる。
- (2) 公共の福祉の優先的利益に対する悪影響が、改修によって予想される場合であって、付随規定によってもその悪影響が予防又は補償され得ないとき、……河川改修の許可は与えられない。
- (4) 河川改修の許可は、
 1. 改修の結果に対して、公共の福祉のために、特に自然収支〔生態系〕及び河川ラントシャフトへの悪影響を補償するために必要とされる、……付随規定の決定によって、与えられる。

河川改修に関する判断の透明化

改修はそもそも本当に必要なのか

ノルトライン＝ヴェストファーレン州

「近自然的河川改修及び管理指導要綱」

■解説

ドイツでは河川改修を実施することになった場合、連邦水収支法第31条に基づいて、平面線形と工法に關して、自然保護とラントシャフト保全に、配慮すべきことが義務づけられています。

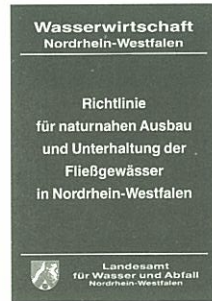
しかしそもそも河川改修が必要なのかどうかの判断は、どのような検討を経て下されるのでしょうか。改修の実施を決定した場合でも、次にどのような検討を経て、考え得るいくつもの計画案の中からたった一つの計画案を選びとるのでしょうか。

河川環境の生態的劣化を必ず伴うといっても過言ではない河川改修。それだけに、改修の社会的必要性という点に関して、現在ドイツではいくつかの州で、より民主的な判断を行うために、ユニークな試みが実施されています。それは一言で言えば、経済的評価が困難であるが故に過小評価されてしまうピオトープの価値を、同じ土俵の中で、他の経済的要求と比較可能なものにする試みです。

以下本稿ではノルトライン＝ヴェストファーレン州の例を取り上げます。

ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、連邦水収支法第31条を受けて、州水法第100条の中で、河川改修の原則として、「河川は、一般的に認知された技術法に基づいて、改修されなければならない。」とうたい、さらにこの規定に基づいて、「近自然的河川改修及び管理指導要綱」[Richtlinie für Naturnahen Ausbau und Unterhaltung der Fließgewässer] を1980年に策定しています。そしてこの指導要綱の中で、河川改修の社会的必要性の問題を、実にユニークな方法で解決しようとしています（この指導要綱は、ブランデンブルク州をはじめ他の州の政策にも、現在大きな影響を与えています）。

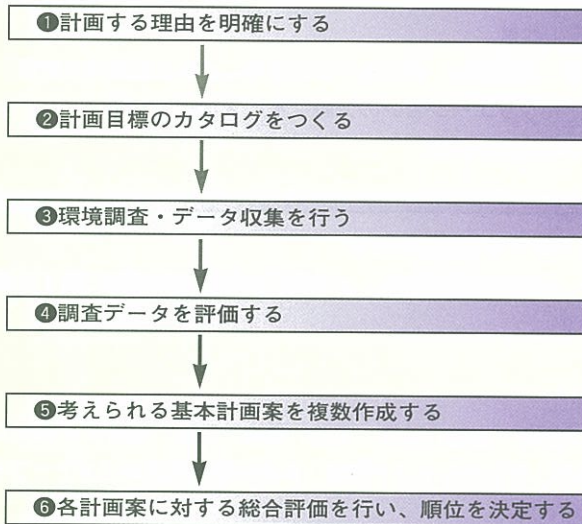
そもそも改修が本当に必要なのかどうか。特にピオトープ保護という経済的評価が困難な要素が時代の流れとともに重視される中、いくつも考えられる計画案の中からどのようにしてその中の一つが選ばとられるのか。以下、この点に絞って、同指導要綱（1989年改訂版）を追ってみることにします。



河川改修の社会的必要性和

基本計画案選定のプロセスについて

ノルトライン=ヴェストファーレン州では「近自然的河川改修及び管理指導要綱」に従い、生態学的要求を計画に確実に反映させるために、改修基本計画を決定する前に、次の7段階の検討を行わねばならないとしています。



① 計画の理由を明確にする

先ずはじめにあるのは、改修を必要と考えた理由を記述する段階です。洪水の危険性の存在、交通施設上の問題、農作業条件の問題、スポーツ・レクリエーション方面からの要求などといった理由が、ここで記録されます。河川の再自然化がテーマである場合には、自然保護、ラントシャフト保全、近自然的河川の造成などが、改修理由として記録されます。

②計画目標のカタログをつくる

計画が目指す目標のカタログを作成する段階です。指導要綱は、計画目標は、必ず自然とラントシャフトの保護・保全・発展の要求に適合したものでなければなりませんとしています。

目標のカタログは、河川に対して住民が求める次のような要求を参考に、作成されます。

- 自然保護とラントシャフト保全の分野：河川の近自然的状態の維持と創出、動植物種の保護、近自然的沼沢林の確保
- 居住の分野：洪水の氾濫防止による居住・商業・工場地域の安全確保、居住地域の生態的状态の改善
- 農業の分野：洪水防止、排水条件の改善等による生産条件の確保
- スポーツ・レクリエーションの分野：水上スポーツ・釣り・ハイキング等のレクリエーションの機会の創出

③環境調査・データ収集を行う

a)自然条件、b)河川の使用状況、c)保護区域等設定状況等に関する調査・データ収集を行う段階です。

a)自然条件：

地形学、地質学、土壌、天候、水質、植物、動物、保護する価値のあるピオトープ（州立生態学・ラントシャフト整備・森林計画研究所のピオトープ台帳）など

b)河川の使用状況：

農業、林業、漁業、商業、工業、レクリエーション・スポーツなど

c)保護区域の設定状況と計画対象地域に対して別の観点から既に策定されている計画：

氾濫区域、水保護地域、自然保護地域、ラントシャフト保護地域、魚類産卵保護区域、保護されているラントシャフトの部分、並びにラントシャフト計画、地区詳細計画、農地整備計画など、

④調査データを評価する

調査資料を評価する段階です。その際、州生態学・ラントシャフト整備・森林計画研究所等による『河川の生態学的状態の評価』等が参考に使われています。

⑤考えられる基本計画案を複数作成する

考えられる複数の異なる基本計画案（解決法）がこの段階で作成されます。その際、自然とラントシャフトに対する侵害に関する査定を可能にするために、次のことも合わせて記述することになっています。

- 生態学的な現況
- 侵害の種類と範囲
- 侵害の最小限化、代償・代替措置の種類と範囲

指導要綱は、「現状維持（何もしない）」というのも、常に一つの計画案として選択肢の中に位置づけなければならないと定めています。他の措置によって目標が達成されるなら（例えば、洪水調節池を造成したり、氾濫区域内の農地を買収し湿性草地として管理していく。）、河川改修については、部分的にまたは全体的に中止することも試みるべきであるという趣旨です。

河川改修における代償措置とは、例えば、カワセミが営巢したジガバチなどの生息地になっていた急傾斜な岸辺を、護岸工事によって破壊する場合で、工事現場の100mまたは200m上流または下流に、急峻な崖を新たにつくって補償する事例がそれに当たります。代償措置と代替措置の区別は、この場合、河川の流れという一つの機能システムにおいて、カワセミやジガバチなどの個体群が、これまで通り維持されるかどうかという点にかかっています。

⑥各計画案に対する総合評価を行い、順位を決定する

総合評価は、複数の基本計画案の中から実行に移すものを最終的に一つ選びとるための判定資料とするものです。総合評価は次の順序で行われます（P.36図参照）。

- 計画目標を列記する
- 各目標の重要度を決める
- 各目標の達成度を予測する
- 各基本計画案の総合評価を行い、順位を決定する

- 図第 1 列に計画目標 [Ziele] を列記します。
- 各目標による重要度 [ZG] の違いを、基本計画案の選択過程に反映させるため、各目標の重要度を数値化する作業です。数値化は、目標それぞれの重要度の総計が 100 になるように設定します。重要度の数値化は、計画策定に参加する諸官庁との共同作業の中で、計画策定者によって行われます。

エッセン・シュテール・シュピレンブルク地区におけるルール川の改修に関する総合評価の例

計画目標 Ziele	目標の重要度 ZG	計画案 0		計画案 1		計画案 2		計画案 3	
		ZR	WZ	ZR	WZ	ZR	WZ	ZR	WZ
河川の管理	25	1	25	3	75	6	150	6	150
船舶の航行可能性	10	1	10	3	30	6	60	6	60
飲料水の保護	10	6	60	0	0	5	50	5	50
発電所の運転	5	6	30	6	30	6	30	6	30
余暇とレクリエーション	5	2	10	4	20	6	30	6	30
自然・ラントシャフト保護	35	6	210	3	105	4	140	2	70
魚類の通路	5	1	5	3	15	6	30	6	30
費用	5	6	30	1	5	3	15	0	0
総合点	100		380		280		505		420
順位			3		4		1		2

目標の達成度 [ZR]

- 0 = 目標は全く達成されない
- 1 = ほんの少し達成されるだけである
- 2 = 少し達成される
- 3 = 中程度に達成される
- 4 = 良く達成される
- 5 = 非常に良く達成される
- 6 = 達成度としては最高のレベルである

計画案の 2 と 3 は、ともに河川管理という観点からは優れていますが、3 は自然環境への配慮に欠けるため、総合点が低くなっています。「何もしない」計画案 0 は、自然の価値が保存されることから、一定の総合点をマークしていますが、河川管理上の問題等が解決されないため、総合点では改修計画案 2 に席を譲っています。

●各目標の達成度 [ZR] は、基本計画案によって異なります。各基本計画案における各目標の達成度の予測を、重要度同様、数値化します。目標の達成度は、計画地の状態と各計画案の内容を熟知し、それぞれについて専門知識を有している専門家によって予測されることになっています。達成度は0～6で評価することになります。

●各目標の重要度と達成度の積は、各目標の価値数 [WZ] として把握されます。そして目標のカタログそれぞれの価値数、つまり表でいえば、各基本計画案の価値数「WZ」を縦に足していった数の合計が、その基本計画案の総合点ということになります。総合点の最も高い基本計画案が決定案となります。

基本計画案が最終的に決まり、現状維持ではなく、改修実施の判断が下された場合、次に実施計画の作成が始まります。実施計画の作成に当たっては、既に少し触れたように、「侵害」という問題に関連して、州ラントシャフト法（第6条第2項）に基づき、①価値あるピオトープを中心にした生態学的現況の評価、②侵害の種類、範囲、時間的流れ、③侵害結果の最小限化、代償・代替措置について、詳しく記述しなければならないことになっています。

以上、ここではノルトライン＝ヴェストファーレン州における新しい試みを駆け足追ってみました。

河川改修の社会的必要性に関する判断や基本計画案の選定のあり方については、既に『河川の改修及び管理における生態学的側面』（ドイツ水経済農業土木協会、1984年）において、「直感的な決定は誤判断の危険が大きいため回避すべきである。目標が錯綜している場合にはなおさらである。河川改修を実施するか否かの判断、また基本計画案選定のあり方の問題に関しては、金銭的に評価不可能なピオトープ等の要素について考慮する必要性が、近年ますます高まりつつある」との指摘がなされていました。ここで紹介したノルトライン＝ヴェストファーレン州の解決法は、この1984年の指摘に対する一つの回答といえるでしょう。と同時に、「誰もが理解し納得できる」可能性をもったこの解決方法は、その「誰もが理解し納得できる」というその可能性において、私たちにとっても参考になる部分があるのではないのでしょうか。

シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州

自然保護に向けての法律

Schleswig-Holstein Gesetz zum Schutz der Natur

(シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州自然保護法)

1993年6月16日現在

- 第1節 一般規定 (第1条~第3a条)
- 第2節 ラントシャフト計画 (第4条~第6a条)
- 第3節 最低限の自然保護 (第7条~第14条)
- 第4節 自然の特定部分の特別な保護 (第15条~第21d条)
- 第5節 野生の動植物種の保護 (第22条~第28条)
- 第6節 保養活動 (第29条~第38条)
- 第7節 法による制限、自然保護の促進 (第39条~第44条)
- 第8節 組織、所轄 [担当]、団体の参加、手続き (第45条~第56条)
- 第9節 秩序違反 (第57条~第57b条)
- 第10節 経過規定及び最終規定 (第58条~第60条)

■解説

シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州の自然保護法は、「ピオトープ結合システム (=ピオトープネットワーク)」の理論を土台に全体が構成されているという点で、ドイツにおいても特に注目されるべき法律といえます。

個々の自然環境の保護・復元、そしてそれらのネットワーク化という、生物多様性を確保するための「ピオトープ結合システム」の整備を、本法律が目的としている事実は、例えば、第1条第2項第11号・第13号、第11条第4項、第12条等に、端的に表われています。

EC (現EU) では、動植物相とそれらのハビタット (生息地) の保護に関する指令 (「ハビタット指令」) を公布し、ハビタットのエコロジカルなネットワーク化を、法的拘束力をもって実現すべき課題であるとの提起を1992年に行っています。シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州では、同州をヨーロッパ全体のエコロジカル・ネットワークの構成部分として位置づけ、ヨーロッパ全体の生物多様性保全への貢献でもあるという意味づけを、このピオトープ結合システムに与えています。

その他、生物多様性、中でも、日本においても「生物多様性条約」の批准によって国際法上の義務が生じている遺伝子レベルにおける生物多様性の保全という課題が、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州では既に法律事項となっている点 (第1条第2項第11号) なども、まさに特筆に値すべき部分です。

第1条（自然保護及びラントシャフト保全の目的及び原則）

- (1) 自然保護及びラントシャフト保全の目標（自然保護の目標）及び原則は、連邦自然保護法第1条及び第2条から生ずる。
- (2) 自然保護に関する原則の詳細は、次の通りである。
10. 河川・湖沼は、大切に扱われなければならない。河川・湖沼は、自然収支〔訳注：生態系〕の構成要素として、その河岸、植生、典型的な構造及び機能とともに、保護されなければならない。河川・湖沼の生態学的機能能力及び自然的自己浄化能力は、維持又は回復されなければならない。河川・湖沼は、富栄養化及び有害物質の流入から、保護されなければならない。生物学的水利工事措置は、他の水利工事措置よりも優先される。地下水もまた、自然保護措置によって保護されなければならない。
11. 動物、植物及びそれらから成る生物社会は、自然的・歴史的に増してきた多様性に富むかたちで、保護されなければならない。それらの生息空間（ピオトープ）及びその他の生存条件は保護され、また可能な限りにおいて、復元されなければならない。ピオトープは、その位置、規模及び構造に基づき、動物及び植物の自然的頻度並びに他の生物生息空間〔訳注：ピオトープ〕との間における個体群交換を可能にし、種内多様性を確保するものでなければならない。そのために、必要な範囲で、相互関連のピオトープ結合システムが形成されなければならない。
12. ピオトープは、科学的原則に基づいて、生態系保護の基礎として把握され、評価されなければならない。生態系タイプの危機の度合いは、確認されなければならない。全ての生態系タイプが、その構造的及び地理的多様性とともに、代表的な配置において保存されるように、ピオトープは保護され、発展されなければならない。再生可能ラインを越え、危機に瀕している生態系に対し、一層悪影響が与えられるようなことがあってはならない。現に存するピオトープの保存は、新しいピオトープの創出よりも優先される。
13. 自然保護のための優先性は、州面積の最低15%の土地（自然保護優先地）を基に、基礎づけられなければならない。市町村は、これに対して、広域的調整の枠内で計画を作成する際に、市町村内の適切な土地をあらかじめ計画の中に組み込み、ピオトープ結合システムが実現され得ることを、保障しなければならない。

第7条（自然及びラントシャフトに対する侵害）

- (1) この法律において、自然及びラントシャフト像に対する侵害（自然に対する侵害）とは、自然収支の機能能力又はラントシャフト像に対して、著しい又は永続的な悪影響を与えるおそれのある土地の形態又は利用の変更をいう。
- (2) 第1項にかかわらず、次に掲げるものは侵害とみなされる。

4. [訳補：河川・湖沼等の] 地表水の改修、パイプライン化、堰止め、水位低下及び導水、並びに水位、水の流れ、水質又は流速を大きく変える地表水の利用
6. 海岸及び河岸の保護施設の整備又は全面的改変並びに港湾施設の整備
9. 氾濫原草地、湿性草地、牧草地、敷藁草地、沼タマナズナ属草地（その他の湿地）の排水の最初の又は著しい変更

第11条（河川保護帯及び保養保護帯）

- (1) 一級河川並びに湖及び1 ha以上の小規模地表水について、水際線から50m以内の距離の土地において、建築的施設を建てる、又は全面的改築を行うことは、禁止される。海岸水については、海岸線から100m以内の距離の土地において、同様のことが禁止される。このことは、水法上の許認可の執行において、海岸保護、地表水の管理又は改修の目的で建てられる、又は変更される建築的施設に対しては、適用されない。
- (4) 例外を許可する場合には、河川・湖沼近辺における住民の保養活動に関する現在若しくは将来の可能性又はピオトープネットワーク措置に、悪影響を与えないことが、特に考慮されなければならない。

第12条（農道、街路及び河川・湖沼沿いの土地）

- (1) 農道及び街路沿いの土地は、街路及び農道の維持費負担義務者によって、近自然的に発展していくように、保存され、造形されなければならない。このような辺縁部分の管理は、ピオトープ結合システムの一部として、方向づけられなければならない。
- (2) 第1項は、河川・湖沼沿いの土地及び河川・湖沼沿いの帯状地にも適用される。

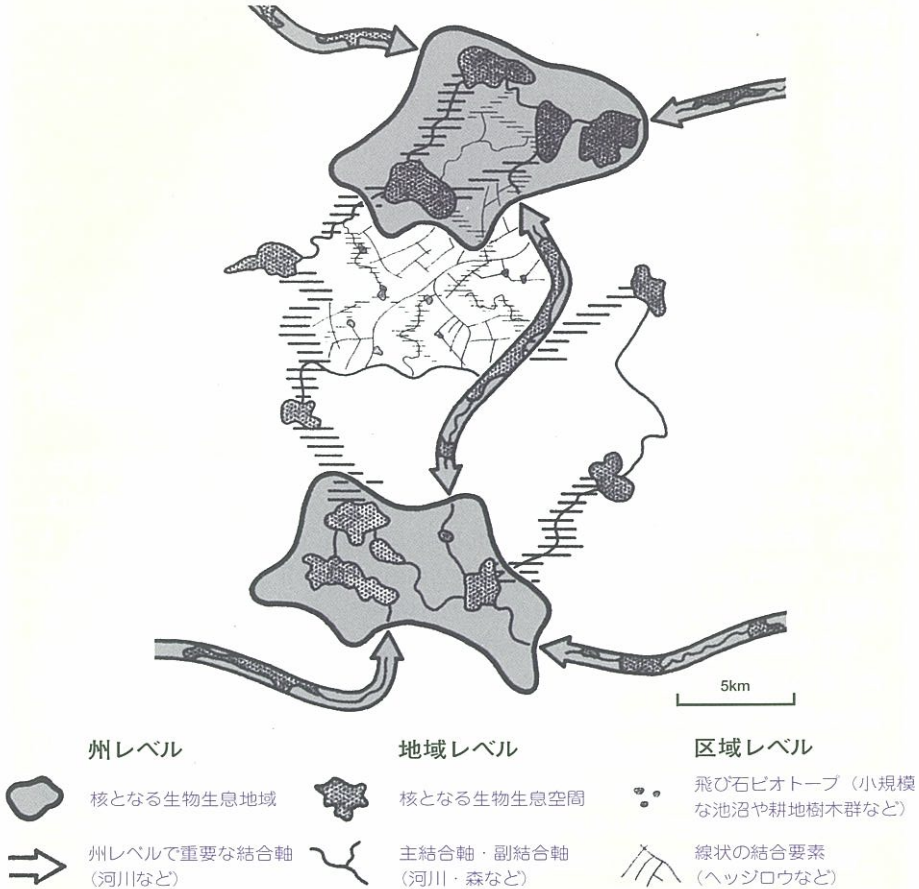
第15条（自然保護優先地）

- (1) 自然保護優先地とは、次の土地をいう。
 1. 法的に保護されるべきピオトープ、
 2. 国立公園、自然保護地域、保護されるべきラントシャフト構成要素並びに保護下に置かれるべき前提条件を満たしている地域又は土地、
 3. 国立公園、自然保護地域、保護されるべきラントシャフト構成要素及び保護されるべきピオトープへの発展地域又は発展土地
 4. ピオトープネットワーク用地
- (2) 一般に、自然保護地域が自然保護優先地のコアゾーンを形成する。自然保護措置の援助によって、
 1. 第1項第1号第2号にいう地域は、効果的な保護に必要な面積を有していないものにあつては、適切な領域が拡張され（発展地域又は発展土地）、
 2. 第1項第1号から第3号にいう地域は、生態学的に重要な、又は適切な他の土地に

よって、相互関連的システムが生じ得るように、相互に結合されなければならない
(ピオトープネットワーク用地)。

ピオトープネットワーク用地は、クニック [土塁上のヘッジロウ]、耕地境界帯、河川・湖沼・農道・街路沿いの帯状の土地等の局地的ネットワーク構造によって、補完されなければならない。

第51条 (団体の承認)～第51c条 (法的異議) [自然保護団体に与えられている法的権利]



5km

シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州におけるピオトープ結合システムーモデル図ー
Landesamt für Naturschutz und Landschaftspflege 「Perspektiven des Naturschutzes in Schleswig-Holstein」
(1993) より

シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州

水法

Wassergesetz des Landes Schleswig-Holstein

1992年2月7日版

- 第1章 一般的規定（第1条～第3条）
- 第2章 河川の保護（第4条～第7条）
- 第3章 河川の使用（第8条～第28条）
- 第4章 公共的水供給及び汚水処理（第29条～第36条）
- 第5章 河川の管理及び改修（第37条～第55条）
- 第6章 流水流過の確保（第56条～第61条）
- 第7章 堤防及び海岸（第62条～第82条）
……………（第83条～第144条）
- 第16章 経過規定及び最終規定（第145条～第151条）

■解説

シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州水法には従来から自然保護的観点が入り入れていましたが、最近では1992年にも水法のエコロジカルな観点からの改正が行われています。

先ず、第2条において、河川・湖沼がもつ生物学的固有性・多様性が保存され、またそれに対する悪影響が存在し、河川の生態学的価値が低下している場合には、回復・復元されねばならないことが、法の目的に位置づけられています。なお、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州の水法の場合、「河川」には、所によっては「湖沼」はもちろん、特に沿岸水域が含まれる場合があることを了解下さい。

第8条第9条は、取水・導水、土砂等の採取等、河川・湖沼の使用上の原則と条件を定めた部分ですが、それによって河川や湖沼等のいわばビオトープとしての価値が永続的に損なわれるようなことがあってはならない旨が述べられています。

第52条は改修許可の基準について述べた部分です。動植物から成る生物社会が、維持、発展し得る場合にのみ改修は許可されるとする規定については、次のハンブルクにも同様の規定があります。

第76条は海岸前浜についての規定です。同州は、北はバルト海、東は北海に面しています。海岸前浜の利用に関しても、動植物社会の保存という観点が強く打ち出されています。

第2条（水経済の目的）

- (1) この法律は、自然収支〔生態系〕の作用構造における水収支の機能が保障されるように、公共の福祉と調和を図りつつ、運用されなければならない。河川は自然収支〔生態系〕の構成要素として、かつ、人間の生存基盤として保護され、保全されなければならない。河川の生物学的固有性及び多様性並びに水経済的機能は、維持され、悪影響が存在する場合には回復されなければならない。
- (2) 公共の福祉を図るために、特に次の各号が必要とされる。
1. ラントシャフトに対する河川及びその河岸の重要性を考慮に入れる。
 2. 土壌表面の〔訳注：アスファルト等による〕被覆、又は被覆可能性を有する他の悪影響によって、地下水の新たな形成を妨げない。
 4. 河川の自己浄化能力を維持、又は改善する。

第8条（使用上の原則）

公共の福祉という優先的理由、及び公共の福祉と調和したかたちでの個人の利益が、他のことを必要としない限りにおいて、地表水及び沿岸水の利用は、植物及び動物の生息空間としての重要性に、永続的悪影響を与えるものであってはならない。

第9条（使用上の条件）

使用上の条件は、特に次の各号の場合に、設定することができる。

1. 水収支の秩序、住民の健康、住居及び住宅地の存在、農林業、土壌肥沃性の維持増強、漁業、鉱業を含む商業、自然及びラントシャフトの保護及び交通に対して起こりうる悪影響を、予防、又は代償する必要がある場合。

第19条（公共の使用及び船舶の航行に関する制限）

- (1) 最上級水官庁は、次の各号の場合、第14条及び第17条に基づく公共の使用及び航行不可能な一級河川及び二級河川における船舶の航行を、指令を通じて、規則化、制限、又は禁止することができる。
1. 自然及びラントシャフトを保護し、保存することが必要な場合。
 3. 水の性質の悪変更、又は水収支、河川生態系若しくは河岸の土地に対する他の悪影響を防止することが必要な場合。特に、公共的水供給を保護することが必要な場合。

第38条（管理の範囲）

- (1) 河川管理に際しては、自然保護及びラントシャフト保全の目的を、考慮に入れなければならない（州ラントシャフト保全法第1条第2条）。河川管理にはまた、これに対して他のことが義務づけられていない限りにおいて、自己浄化能力の維持及び改善のための

措置、並びに、自然の、又は近自然的な、立地に合った植物群落及び動物群集 [Pflanzen-und Tierbestand] の創出、保存及び復元も含まれる。河川管理は、湿原、沼又は木や藪の多い沼沢地（州ラントシャフト保全法第11条）への悪影響につながるものであってはならない。その他の湿地（州ラントシャフト保全法第8条(3)）の永続的な改変も許可されない。

(2) 河川管理の対象は、河床と河岸の土地にも及ぶ。…第1項に基づく河川管理の目的がそれを必要とする限りにおいて、法面上部法肩の陸地側幅3m以内の河岸沿いの帯状地又は水際の近自然的管理及び造形もまた、管理とされる。

(3) 下級水官庁は、それが他の方法で、特に河川保全計画（第51条第3項第1号第2号）によって取り決められていない限りにおいて、近自然的河川管理という目的のために、管理及び特別義務（第48条第50条）の種類、期間及び範囲を、定めることができる。その場合、それが河川の近自然的現況を保存するために必要であり、かつ、公共の福祉がそれに抗していない限りにおいて、管理を行うべきでない、定めることもできる。水官庁は、更に、河川辺縁帯状地の創出、その幅、その利用及びその保全並びに植栽の範囲及び種類を、取り決めることができる。……河川管理義務者は、取り決めを告示する前に、担当ラントシャフト官庁及び関係市町村から、意見を聴かなければならない。

第52条（河川改修）

公共の福祉が他のことを要求しない限りにおいて、特に河岸及び法面における植栽によって、植物及び動物の自然的生物社会が保存される、又は、新たに発展し得る場合に限り、河川改修は許可される。

第55条（改修の義務）

二級河川の場合、水官庁は、公共の福祉がそれを必要としているとき、河川管理義務者に改修を促すことができる。その際、近自然的に改修されなかった河川を、一定期間内に、近自然的状態に戻すべきであると、特に命じることができる。

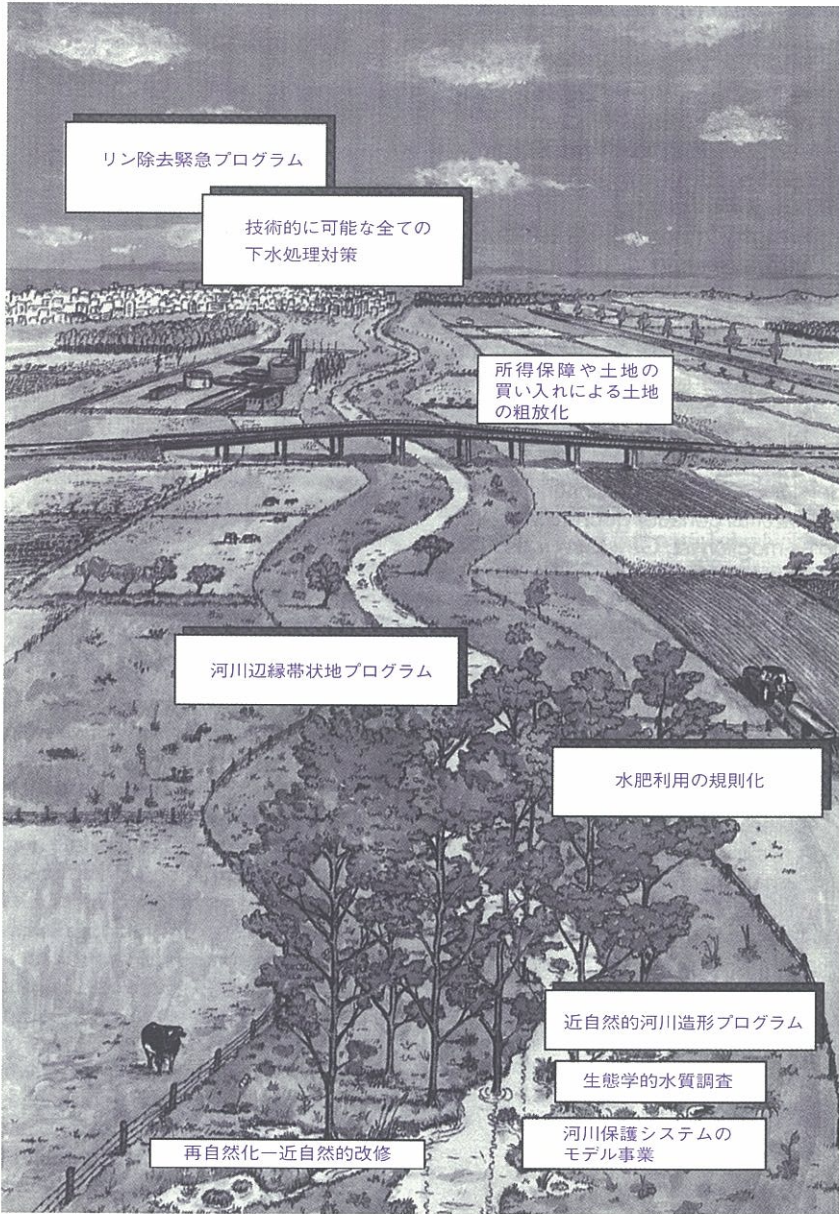
第57条（洪水氾濫地域）

第62条（海岸保護）

第66条（概念の規定）

第76条（海岸前浜）

……土地所有者及び土地利用権者は、海岸保護のために、海岸前浜を保全しなければならない。海岸前浜の利用及び保全は、現に存する植物群落及び動物群集 [Pflanzen-und Tierbestände] が、著しい悪影響を受けることがないように、行われなければならない。



シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州における河川のエコロジカルな機能を維持・改善するための
コンセプト・プログラム

Der Minister für Natur und Umwelt 「Bäche und Flüsse in Schleswig-Holstein」 (1993) より

自由ハンザ都市ハンブルク

自然保護とラントシャフト保全に関する法律

Hamburgisches Gesetz über Naturschutz und Landschaftspflege

(ハンブルク自然保護法)

1981年7月2日

- 第1節 一般規定 (第1条～第2条)
- 第2節 ラントシャフト計画 (第3条～第8条)
- 第3節 保護、保全及び発展に関する一般的措置 (第9条～第14条)
- 第4節 自然及びラントシャフトの特定部分の保護、保全及び発展 (第15条～第23条)
- 第5節 野生の動植物の保護及び保全 (第24条～第32条)
- 第6節 自然及びラントシャフトにおける保養活動 (第33条～第36条)
- 第7節 先買権、収用及び補償 (第37条～第39条)
- 第8節 団体による参加及び責任 (第40条～第45条)
- 第9節 届出義務、調査及び免除 (第46条～第48条)
- 第10節 秩序違反、没収及び秩序違反の際の代償 (第49条～第52条)
- 第11節 経過規定及び最終規定 (第53条～第58条)

■解説

「河川・湖沼の改修は、ハンブルク自然保護法第9条第1項第5号に基づき、自然とラントシャフトに対する侵害とみなされる」。ハンブルク水経済局作成の『河川・湖沼の改修ガイドライン』（1994年）の冒頭に掲げられている言葉です。

ハンブルクでも、近自然的河川改修から河川の再自然化へと、河川を今後どの方向にもっていくのかに関する考え方が根本から変わりつつあります。

エルベ河が中心部を貫流するドイツ最大の貿易港として、中心市街地の工業地帯には造船所、輸入原料の精製加工工場などが立ち並び商業と工業の都市ハンブルクにおいても、河川のもつ自然のダイナミズムを完全に保障することは不可能であるとしながらも、少しでもそれが可能な場所については、積極的に自然環境を取り戻す試みが始まっています。

第1条（自然保護及びラントシャフト保全の原則）

連邦自然保護法第1条に基づく自然保護及びラントシャフト保全の目的を実現するための、連邦自然保護法第2条第1項に述べられている原則は、次のように補足される。

4. 野生の動植物の生息場所及び生息空間は、保存又は可能な限り復元又は新たに作られなければならない。

第9条（自然及びラントシャフトに対する侵害）

(1) この法律にいう自然及びラントシャフトに対する侵害とは、自然収支の生産能力又はラントシャフト像に対して、著しい又は永続的な悪影響を与えるおそれのある土地の形態又は利用の変更をいう。特に次に掲げる行為は、一般に、侵害とみなされなければならない。

4. 湿原、沼、木や茂みの多い沼沢地、河畔沼沢地等の湿地の除去又は損傷
 5. ハンブルク水法（1977年11月29日版）第1条第2項第2号及び第3号にいう溝を除く、河川の改修（造成、除去、全面的改変）
 7. 樹木群又はクニック〔土塁上のヘッジロウ〕を伐採して根を掘り起こすこと。
- (2) 次に掲げる行為は、侵害とみなされない。

2. 付属書2〔略〕において正確な境界線の明示がある、付属書1〔略〕において赤色で囲まれている港湾地域内で実施される、
 - a) 河川及び港湾施設の改修（造成、除去、全面的改変）、
 - b) 河川の管理のための措置、
3. 洪水防御措置。

第15条（一般規定）

市政府は、法規指令によって、第16条から第21条に基づいて、自然及びラントシャフトの部分、次の1～5に指定する権限が与えられている。

1. 自然保護地域
2. ラントシャフト保護地域
3. 自然公園
4. 自然記念物
5. 保護されるべきラントシャフト構成要素

第20条（保護されるべきラントシャフト構成要素）

(1) 保護されるべきラントシャフト構成要素とは、市政府の法規指令によって決定された自然及びラントシャフトの一部分で、それを特に保護することが次の観点から必要であるものをいう。

1. 自然収支の生産能力の確保
 2. 局地的像又はラントシャフト像の活性化、分類化又は保全
 3. 悪影響の防御
- (2) 保護は、自由ハンザ都市ハンブルク全地域又は特定の部分的地域における、樹木、ヘッジロウ、クニック、ヨシ原、河岸ゾーン又はその他のラントシャフト構成要素に関する全ての植分 [Bestand] を対象とする。

第24条（一般規定）

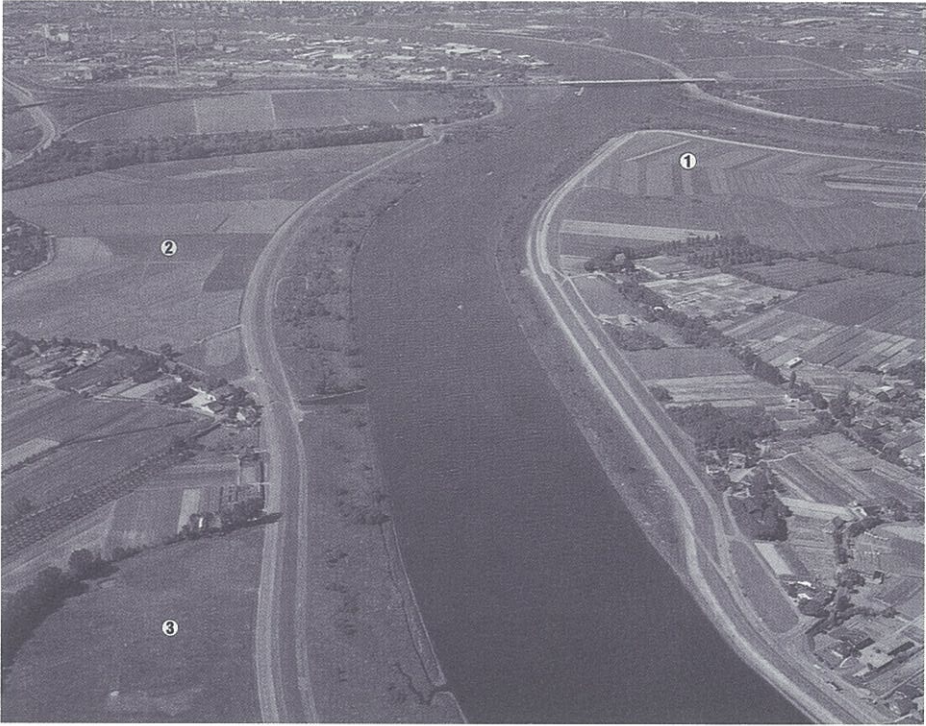
- (1) この節の規定は、生態系の部分としての野生の動植物、それらの発展形態、生息場所及び生息空間及び生物社会の保護及び保全に、寄与することを目的とする（種保護）。種保護には、駆逐された、又はその存続が危機に瀕している動植物種を、それらの自然分佈域の範囲内の適切な生息場所に [訳補：再び] 定着させることも含まれる。

第26条（動植物に関する一般的保護）

- (1) 次に掲げる行為は、禁止されている。
4. 草地・農道沿いの土地・草刈りされていない土地の被覆植物、ヘッジロウ・傾斜地・耕地間の傾斜面に沿った被覆植物を焼き払うこと。
 5. クニック、耕地ヘッジロウ、樹木、茂み、ヨシ群落を、3月1日から9月30日の間に刈ったり、伐採したり又はその他の方法で破壊すること。

■堤防を引いてピオトープを復元！ —エルベ川の事例—（49ページの写真）

ハンブルクでは現在、堤防を堤内側に移し付け替え、河川沿いの土地固有のピオトープを復元する事業を行っています。自然な氾濫源の喪失等が原因で、ハンブルクでは数十年前に比べて、洪水・高潮がより速く、より高く、そしてまたより頻繁に起こるようになってきました。そこで生命と財産の保護という観点から、必要な場所については、堤防の嵩上げを行うことにしたのですが、その際、堤防の嵩上げは、河川沿いの土地固有のピオトープに対する侵害にあたりハンブルク水経済局では判断し、生態学的補償措置として、農家の理解を求めながら、同じエルベ川沿いの別の場所で、土地買収を前提に、堤防の付け替え＝ピオトープの復元計画を進めています（工事済み箇所を含め計9箇所）。



堤内側への堤防の付け替えが計画されている場所。エルベ川におけるピオトープネットワーク形成戦略の一環としてこの事業は位置づけられています。



堤防の付け替えが行われた場所。「洪水高潮防御に際してのピオトープ保護措置—生物生息空間が新たにここに生まれる—」と書かれた啓発用の看板が立てられています。

Baubehörde Amt für Wasserwirtschaft 「KÜSTENSCHUTZ IN HAMBURG」(1993) より

自由ハンザ都市ハンブルク

水法

Hamburgisches Wassergesetz

1995年7月1日現在

- 第1章 導入規定（第1条～第3a条）
- 第2章 水域における所有関係（第4条～第8条）
- 第3章 河川の使用（第9条～第26条）
- 第4章 河川の保護に関する規定（第27条～第34条）
- 第5章 地表水の管理及び改修（第35条～第51条）
- 第6章 洪水の危険の防衛（第52条～第63b条）
.....（第64条～第103条）
- 第14章 経過規定（第104条～第116条）
- 第15章 最終規定（第117条～第124条）



河川改修のための
ガイドライン(1994)

■ 解説

ハンブルクでも洪水を防御するために、土地不足等を理由に、専ら工学的な観点からの河川改修が以前は行われていましたが、1980年代以降、特に「環境政策行動プログラム」（1984年）の作成を契機に、自然環境対策を重要な課題として位置づけるように河川行政が変わってきています。水法も自然保護法に対応するかたちで1980年代に改正され、現在、ハンブルクでも、制度的な保障のもと、河川や湖沼の保護・復元が進められています。

ハンブルク水法において特に注目すべき規定は次の通りです。

第35条は「管理の範囲」を表した部分ですが、生態系の保護・復元が「管理」の概念に含まれることが明確にうたわれています。第36条・第37条は管理責任が誰にあるのかを記述した部分です。第49a条第1項は、特に重要な規定です。「公共の不可欠の利益という観点からそれが必要とされる場合」を例外としながらも、河川改修の条件（ハードル）を、これだけ明確に法律事項として盛り込んでいるハンブルクの水法は、この一点において、高く評価されます。第49a条第2項は、近自然的造形や再自然化をいわば州政府が積極的に勧告できるとする規定です。

ハンブルクにおいてはまた1994年に、「自然な又は近自然的な河川を保護し、自然状態から離れた河川を再び近自然的状態に戻すこと」を目的に、河川を改修する際に適用されるべき「ガイドライン」が作成されています。

第35条（管理の範囲）

(1) 連邦水収支法第28条に基づく河川の管理には、自然収支〔訳注：生態系〕の構成要素としての河川の保存及び保全も含まれる。管理及び保全には、特に次の各号に掲げる義務が含まれる。

1. 河床の本来の状態及び良好な状態の維持、並びに河岸の確保及び良好な状態の維持
2. 他のことが義務づけられていない限りにおける、河川の自己浄化能力の改善
3. 立地に合った河岸植生の保存及び復元を含む、河川の生態学的機能及びラントシャフト造形的機能の保存及び増進
4. 公共的緑地及びレクリエーション用地において造形された河川を除く、河岸の近自然的造形及び保全

自然的及び近自然的に改修された河川は、第2文第1号～第4号に基づく管理及び発展〔措置〕によってもたらされた状態に、維持されなければならない。

第36条（自由ハンザ都市ハンブルクによる管理）

(1) 第2条第1号に基づく目録に記載されている一級河川は、…自由ハンザ都市ハンブルクによって管理されなければならない。

第37条（水団体及び土壌団体による管理）

(1) 二級河川は、それが団体規約に沿った課題である限りにおいて、水団体及び土壌団体によって、管理されなければならない。

第49a条（河川改修の際の生物生息地の保護及び近自然的造形）

(1) 河川改修に際しては、河川及び河川沿いの河岸帯の生態学的機能及びラントシャフト造形的機能について考慮し、かつ、自然的な展開を支援しなければならない。河川の改修は、植物及び動物の生息地としてふさわしい状態が、最低限、従来程度、確保される場合にのみ許可される。これに対する例外が許可されるのは、公共の不可欠の利益という観点から、それが必要とされる場合に限られる。

(2) 改修の目的が、長期間、消滅している場合、近自然的に改修されなかった河川を、相応な期間内に、近自然的状態に戻すことが、二級河川の管理義務者には課され得る。

「河川（小川）の里親制度」

ドイツのいくつかの州では、1980年代中頃から「河川（小川）の里親制度」を実施しています。一般市民を対象に、河川の再自然化プロセス等に参加してもらい、河川環境に一層関心をもってもらうことを目的につくられた制度です。

河川の管理は多くの場合市町村の所轄事項ですが、市民はこの制度に基づいて市町村と契約を結び、管理の一部を請け負うことができます。ゴミの大掃除などようにその時だけの契約という事例もあるようですが、管理の継続性という理由から、契約期間は一般に5年以上とされています。したがって、学校の1クラスの子供達が環境管理活動等への参加を希望する場合には、学校または教師が「里親」として申請するかたちをとるように指導されています。

「里親」は契約河川区間をよく観察し、あるべき植生がない場所はどこかなどを把握し、またかつて護岸されていた水際部分に、その場所にふさわしい植物を新たに植栽するなどの活動を行います。



▼「河川（小川）の里親制度」の契約書

Vertragsmuster Bachpatenschaft

Die/Der _____

 mit Sitz in _____
 vertreten durch _____
 _____ (Bachpate)
 übernimmt hiermit für das Gewässer _____
 von _____
 bis _____
 ab _____
 für die Zeit _____
 im Einvernehmen mit dem Unterhaltungspflichtigen (Gemeinde, Verband oder Land Hessen) _____
 die Bachpatenschaft _____

Das Ziel der Bachpatenschaft ist es, das Ökosystem des Baches einschließlich der Bachaue in seinem naturnahen Zustand zu erhalten bzw. soweit möglich in einen natürlichen Zustand zurückzusetzen. Diesem Ziele sollen folgende Maßnahmen dienen:

1. Maßnahmen im Rahmen der Bachpatenschaft
 - 1.1 Regelmäßige Beobachtung des Baches durch Betreuer, die sich bereit erklären, diese Tätigkeit jeweils auf einem bestimmten Bachabschnitt über längere Zeit auszuüben.
 - 1.2 Sammlung von Beobachtungsdaten zur Dokumentation von Zustand und Veränderungen des Baches samt seiner Flora und Fauna über einen längeren Zeitraum.
 - 1.3 Information des Unterhaltungspflichtigen über wichtige Beobachtungen im Rahmen der Bachpatenschaft und Einbringung von Vorschlägen für Ausgleichs-, Schutz- und Pflegemaßnahmen.
 - 1.4 Mitwirkung bei der Aufstellung von Pflegeplänen für den vorhandenen Bewuchs der Uferzone nach ökologischen Gesichtspunkten und Mithilfe bei dessen Durchführung.
 - 1.4.1 Solche Pflegepläne haben das Ziel, den Gewässerlauf mit seinen natürlichen Ufer- und Schlufformen, mit dem Bewuchs der Ufer und der Talaua durch natur-

▲たも網ですくった水生昆虫の観察
 Baubehörde Hamburg
 「Bachpatenschaften」
 (1992) より

ドイツにおける行政と環境NGO

さて、この「河川の里親制度」の発展に、重要な役割を果たしてきた団体にドイツ環境自然保護連合（BUND）があります。BUNDは現在会員が約21万人、ドイツ最大の環境NGOです。

ドイツでは、連邦自然保護法第29条に基づき法的に承認された環境NGOは、ラントシヤフト計画策定の準備段階、侵害を伴う事業案の計画決定手続きにおいて、意見を述べる権利が認められています（10ページ参照）。さらにニーダーザクセン州をはじめ一部の州では、団体による行政訴訟権が認められています。

承認状況としては、例えば、バイエルン州では現在8団体が、バーデン＝ヴュルテンベルク州では6団体が第29条団体として認められ、提言活動と反対活動を活発に行っています。これに関してもいくつかの団体の例を挙げると、例えば、バイエルン自然保護連合（会員約10万人）では、この権利に基づき、道路建設を中心とした侵害事業に対して毎年実に2,500回の意見表明を行っています。BUNDバーデン＝ヴュルテンベルク州（会員約36,000人）でも毎年約1,000回、ノルトライン＝ヴェストファーレン州自然保護団体事務所も毎年約2,000回の意見表明を行っています。

行政に対する環境NGOの役割には、①補完・代替機能、②牽制機能の二つがありますが、「河川の里親制度」は①の補完・代替機能の事例、侵害事業等に対する団体の意見表明は②の牽制機能にあたるということができると言えるでしょう。



▲BUNDでは10年以上も前からキャンペーンを展開して、市民に里親になることを呼びかけている。河川の里親制度を紹介したこの「Rettet die Bäche [小川を救え]」（1993）も、1985年の初版、1989年の改訂版を経て現在第3版に入っています。



◀ 連邦自然保護法第29条に基づいて行った意見表明のファイル。本棚にびっしり保存されています（ノルトライン＝ヴェストファーレン州自然保護団体事務所にて）。

ニーダーザクセン州

自然保護法

Niedersächsisches Naturschutzgesetz

1994年4月11日版

- 第1節 一般規定（第1条～第3条）
- 第2節 ラントシャフト計画（第4条～第6条）
- 第3節 自然及びラントシャフトに対する侵害（第7条～第16条）
- 第4節 土地資源の採取及び採掘に関する特別規定（第17条～第23条）
- 第5節 自然及びラントシャフトの特定部分の保護、保全及び発展（第24条～第34条）
- 第6節 野生の動植物の保護及び保全（第34a条～第45条）
- 第7節 補足規定（第46条～第53条）
- 第8節 この法律の実行（第54条～第63条）
- 第9節 秩序違反（第64条～第66条）
- 第10節 経過規定及び最終規定（第67条～第74条）

■解説

1986年の改正によって、連邦自然保護法に第20c条として、特に保護されるべきピオトープのタイプが列挙されたのを受け、現在ほぼ全ての州自然保護法には、保護すべき州独自のピオトープのタイプが列挙されています。ニーダーザクセン州の場合、第28a条と第28b条がそれに当たります。

特に保護されるべきピオトープを列挙する最大の意義は、自然保護地域や天然記念物への指定には通常時間がかかりますが、その手続きを経ることなく、危機的状態にあるピオトープタイプを法的保護下に直接置くことができるという点にあります。自然保護地域や天然記念物の指定が先行していなくとも、破壊や著しい悪影響からそれらは法的に保護されるという理論です。公共の福祉の増進という理由から、例外的にそれらが破壊される場合にも、代償・代替措置を自然保護官庁は命令することができるようになっています。

ニーダーザクセン州の場合、第28a条と第28b条は、自然保護地域としては必ずしもふさわしくない小規模なピオトープを法的に拾うとする意図もあります。それらはまた「飛び石ピオトープ」などとして、大規模なピオトープにとってもその存続上不可欠な要素であるからです。

第2条（自然保護及びラントシャフト保全の原則）

自然保護及びラントシャフト保全の目的は、個々の場合ごとに、それを実現することが必要であり、可能であり、かつ、第1条第2項に基づく全ての要求との比較衡量下においても適切である限りにおいて、特に次に掲げる原則を基準にして、実現されなければならない。

1. 自然収支〔訳注：生態系〕の生産能力は、維持され、改善されなければならない。悪影響は、中止される、又は代償されなければならない。
6. 水面は、自然保護措置及びラントシャフト保全措置によってまた、維持され、拡大されなければならない。河川・湖沼は、汚染から保護されなければならない。河川・湖沼の自己浄化能力は、維持され、又は回復されなければならない。可能な限り、河川の純工学的改修は回避し、生物学的河川工事措置に代えなければならない。
9. 植生は、秩序ある利用の範囲で、確保されなければならない。このことは、特に森林その他の閉鎖的被覆植物及び河岸の植生に適用される。被覆植物が除去されている未建築地は、再び、立地にふさわしく、緑化されなければならない。
10. 野生の動物、植物及びそれらの生物社会は、自然収支〔訳注：生態系〕の一部として、自然的・歴史的にも増してきた種多様性に富むかたちで、保護されなければならない。それらの生息場所及び生息空間（ビオトープ）並びにそれらのその他の生存条件は、保護され、保全され、発展され、復元されなければならない。

第28a条（特に保護されるべきビオトープ）

- (1) 次に掲げるビオトープは、特別な保護下に置かれる。
 1. 遷移経過中の湿原を含む高層湿原、沢、ヨシ原、スゲ及びイグサ又は高茎多年生草本が豊かな湿性草地、山岳草地、湧水池、小川及び河川の近自然的区間、近自然的小水域、止水域の陸地化進行部分、
 2. 樹木で覆われていない内陸砂丘、天然の岩塊及び岩場、矮小性の低木及びビャクシン属のハイデ、貧栄養草地、乾燥温暖地域の森林及び茂み、
 3. 湿性林、沼沢地の森林、河畔林及び峡谷の森林、
 4. 海浜地域及び干満の影響のある河川の流れのある地域における砂丘、塩性草地及び干潟、
 5. 自然の洞穴及び漏斗状の陥没地。
- (2) 特に保護されるべきビオトープの破壊、又はその他の著しい悪影響へとつながるおそれのある行為は、全て禁止される。特に保護されるべきビオトープが、自然及びラントシャフトの中の保護されるべき部分に関する目録（第31条第1項）に、まだ登録されていない場合にも、この規定は適用される
- (5) 自然保護官庁は、次に掲げる場合、申請により、第2項の禁止規定の例外を許可する

ことができる。

1. それによって生じる自然収支〔訳注：生態系〕又はラントシャフト像への悪影響が、代償措置によって代償される場合、又は、
2. 公共の福祉という優先的理由から、例外が必要である場合。この場合、代償措置又は代替措置を命じることができる。

第28b条 (特に保護されるべき湿性採草地)

第34a条 (連邦法上の規定)

第35条 (野生の動植物の一般的保護)

第37条 (一般的ビオトープ保護)

第44条 (非在来の動植物)

第60条 (団体の承認) ~ 第60c条 (団体の訴訟権) 〔自然保護団体に与えられている法的な権利〕

第64条 (秩序違反)

例外が許可されている、又は適用除外が与えられている事実なしに、故意に又は過失により、次に掲げる行為を行う者は、秩序に違反している。

7. 野生の動植物の一般的保護に関する第35条の規定の違反、
8. 第28a条第2項に反して、特に保護されるべきビオトープを…破壊又はその他著しい影響を与える行為、…
9. 一般的ビオトープ保護に関する第37条の規定の違反、
10. 第44条に反して、非在来の動植物を、野外の自然及びラントシャフト内に、放す又は移植する行為、

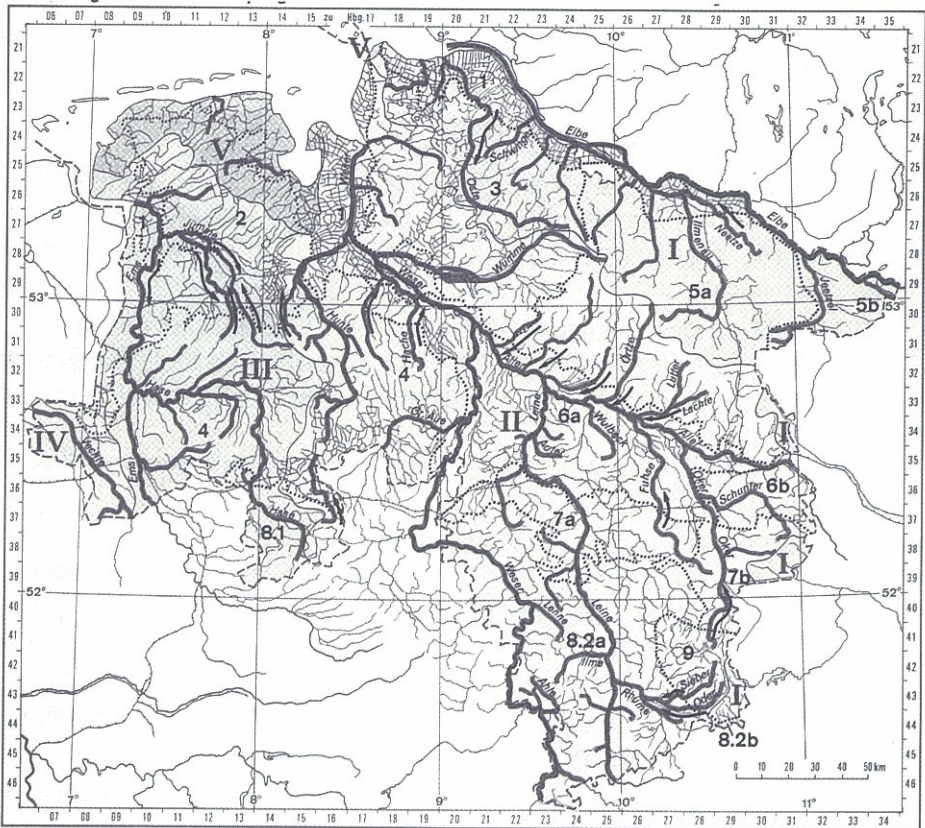
第65条 (罰金)

第64条に基づく秩序違反行為については、第3号～第5号及び第8号の場合には、10万ドイツマルク以下の罰金が、その他の場合には5万ドイツマルク以下の罰金が科せられる。

■ニーダーザクセン州の「近自然的河川ネットワーク構想」

ドイツ第二の面積をもつニーダーザクセン州を流れる河川の総延長は18万km。そのニーダーザクセン州でも1990年に「河川プログラム」が創設され、河岸の土地の買い取りを含む河川の再自然化が行われています。

同プログラムは、特に各流域ごとの動物相、つまり、そこで独自に進化してきた動物相の保護を目標の一つに掲げているという点で、注目に値します。局所的ではなく州全体で生物の多様性が、保全・回復されることを保障するために、連結河川、第一主要河川、第二主要河川などと各河川を分類し、かつ、優先順位を定めながら、再自然化を進めるという方法がとられています。(I~V=主要流域単位 1~9=自然空間単位)



Niedersächsisches Landesamt für Ökologie

ベルリン州

自然保護及びラントシャフト保全に関する法律

Gesetz über Naturschutz und Landschaftspflege von Berlin

(ベルリン州自然保護法)

1994年7月19日改正現在

ヨシ原の保護に関する法律

Gesetz zum Schutze des Röhrichtbestandes

1969年11月27日制定

■解説

ベルリンは、日本でも有名な「ヨシ原保護法」を1969年に制定するなど、河岸や湖岸で自然保護上重要な役割を果たしているヨシ原の保護に、早くから取り組んでいる州です。同州ではこの「ヨシ原保護法」の他に、「州自然保護法」の中でも、ヨシ原の保護が、優先的かつ緊急の課題として位置づけられています（州自然保護法第1条第1項第7号）。

環境推移帯（エコトーン）という言葉が、日本でも水辺の生態系保護を考える上でのキーワードになりつつあります。河岸や湖岸の人工化が猛烈な勢いで今も続く日本において、ベルリンの法制度は、この意味で大いに参考にすべきものといえるでしょう。

【州自然保護法】

第1条（自然保護及びラントシャフト保全の原則）

- (1) 連邦自然保護法第2条第1項に述べられている自然保護及びラントシャフト保全の目的（連邦自然保護法第1条）実現のための原則は、次のように補足される。
3. 建築、交通道路及び〔訳補：水道管、ガス管、電線等の〕供給ラインは、自然及びラントシャフトに適合し、ラントシャフトに合ったように造形されなければならない。河川・湖沼の管理及び改修に際しては、ラントシャフトの保養適性及び動植物界の生息空間の確保に、注意が払われなければならない。
7. 河岸・湖岸の土地を含む河川・湖沼の改修に際しては、河岸・湖岸の現に存する被覆植物、特にヨシが、優先的かつ緊急に、保護されなければならない。

【ヨシ原保護法】

第1条(適用地域)

第2条(概念)

本法律にいうヨシ原には、以下のものが含まれる。

- 1.ヨシ (*Phragmites communis*)、2種のガマ (*Typha angustifolia*・*Typha latifolia*) 及びフトイ (*Scirpus lacustris*) の植分
- 2.岸辺にそれだけで若しくは第1号にいう植物種と共に一つの植分を形成している、背が高く繁茂している他の植物
- 3.注意書きの標識によって表示されているヨシ原植栽地域

第3条(禁止)

- (1) ヨシ原を取り除く、損なう、又はその他の方法で、その存続可能性若しくは一層の発展可能性に悪影響を与えることは、禁止されている。
- (2) 第1項にいう悪影響としては、特に次の行為が含まれる。
 - 1.ヨシ原に立ち入ること。
 - 2.全ての種類の乗り物、いかだ又はその他の浮遊物体でヨシ原に乗り入れること。
 - 3.ヨシ原の中にある水路又はヨシ原の間にある8メートル以上の幅をもたない水路を通行すること。
 - 4.全ての種類の乗り物、いかだ又はその他の浮遊物体で、ヨシ原の中で又はヨシ原に対し悪影響が及ぶおそれのある至近距離で、投錨又は止まること。最低2メートルの距離が守られなければならない。

第5条(例外)

- (1) 第3条の禁止規定は自然保護官庁及び漁業官庁による措置、並びに一般的な警察及び秩序の権限に基づいた湖沼・河川管理の義務及びヨシ原の利用権に関する措置に対しては適用されない。
- (2) ヨシ原の伐採は、ひとえにそのヨシ原の存続可能性又は一層の発展可能性に悪影響を与えないように行われなければならない。

第6条(秩序違反)

- (1) 故意に又は過失により、次に掲げる行為を行う者は、秩序に違反している。
 - 1.第3条に違反して、ヨシ原を取り除く、損なう又はその存続可能性又は一層の発展可能性に悪影響を与える者。
 - 2.第5条第2項に反してヨシ原を不適切に伐採するもの。
- (2) 秩序違反に対しては、500ドイツマルク以下の罰金が科せられる。

バイエルン州

自然保護、ラントシャフト保全及び野外自然における保養に関する法律

Gesetz über den Schutz der Natur, die Pflege der Landschaft und die Erholung
in der Freien Natur

(バイエルン州自然保護法)

1994年4月28日改正現在

- 第1節 一般規定（第1条～第2条）
- 第2節 ラントシャフト計画及びラントシャフト保全（第3条～第6f条）
- 第3節 土地及び自然の個々の構成部分の保護（第7条～第13a条）
- 第4節 植物及び動物の保護（第14条～第20a条）
- 第5節 野外自然における保養活動（第21条～第33a条）
- 第6節 先買権、収用及び特別補償（第34条～第36a条）
- 第7節 組織、担当及び手続き（第37条～第51条）
- 第8節 秩序違反（第52条～第53条）
- 第9節 経過規定及び最終規定（第54条～第60条）

■解説

バイエルン州自然保護法の特徴の一つは第6d条です。これは基本的には連邦自然保護法の第20c条に対応するものですが、第2項として、ダイシャクシギ、オグロシギなど、いずれも同州で絶滅のおそれのある鳥類種が法律の中で具体的にあげられ、さらに「繁殖ビオトープ」「採餌ビオトープ」等が同時にセットで確保されねばならないことが明記されている点に独自性があります。

さて、これまで各州の自然保護法について、侵害規則のことは述べてきませんでしたが、連邦法に基づき、全ての州自然保護法には、州独自の侵害規則（生態学的補償制度）が定められています。バイエルン州の場合は第6条～第6f条がそれに当たります。道路建設、廃棄物処理施設の建設、圃場整備等、自然やラントシャフトに著しい悪影響等を与える事業は、侵害事業とみなされ、第6a条以下に従って、回避、代償、代替措置等を講ずることが義務づけられています。

第1条（自然保護及びラントシャフト保全の目的と原則）

(2) 自然保護及びラントシャフト保全に関する原則の詳細は次の通りである。

1. 生物学的に可能な限り多様なラントシャフトが、実現されなければならない。
2. 均衡のとれた自然収支〔訳注：生態系〕にとってそれが必要な、又はその美しさ、固有性、希少性若しくはその保養的価値という点で際立っているラントシャフトの部分は、建築から免れられなければならない。
4. 河川の管理及び改修に際しては、植物及び動物の生育生息空間が確保されなければならない。
5. 野生動植物の生物社会及び生物生息空間は、保護されなければならない。それは、可能である限りにおいて、復元されなければならない。

第6条（自然及びラントシャフトに対する侵害）

(1) 自然及びラントシャフトに対する侵害とは、自然収支の生産能力又はラントシャフト像に対する著しい又は永続的な悪影響を与えるおそれのある土地の形態又は利用の変更をいう。

第6a条（禁止、代償措置及び代替措置）

- (1) 侵害事業者は、それが自然保護及びラントシャフト保全の目的を実現するために必要である限りにおいて、回避可能な自然及びラントシャフトへの悪影響は中止し、回避不可能な悪影響は、定められた期間内に、自然保護措置及びラントシャフト保全措置によって、代償しなければならない〔Ausgleichsmaßnahme〕。この種の義務づけは、侵害に対して、他の法規に、官庁の承認、許認可、同意、計画決定、その他の決定又は官庁への届出が規定されていることを、前提とする。義務づけは、決定又は届出を担当する官庁によって宣言される。侵害の終了後、自然収支への著しい又は永続的悪影響があとに残らず、かつ、ラントシャフト像がラントシャフトにふさわしく復元され、又は新たに造形されている場合、侵害は代償されたとされる。
- (2) 悪影響を回避することができず、又は必要な程度において代償することができず、かつ、自然及びラントシャフトへの全ての要求を比較衡量して、自然保護及びラントシャフト保全の要求が〔訳補：他の要求より〕優先する場合、侵害は禁止されなければならない。
- (3) 侵害を代償することが不可能であり、しかも、自然保護及びラントシャフト保全上の要求も〔訳補：侵害事業に〕優先しない場合、侵害によって破壊される自然収支の機能又はラントシャフト像の価値を、侵害に関係するラントシャフト空間において、可能な限り同じ種類のものによって保証する自然保護及びラントシャフト保全上の措置を、侵害事業者に要求することができる（代替措置〔Ersatzmaßnahme〕）。侵害事業者が、これら

の措置を講ずることができない場合に限り、自然保護官庁が、侵害事業者に代わって、侵害事業者の費用で、代替措置を実行することができる。費用は、通知を通じて、確定される。費用の支払いは、これを事前に、侵害事業者に要求することができる。

第6d条（湿地、貧栄養及び乾燥立地環境の保護）

- (1) この法律の別表に掲げられている生態学的に特に価値がある湿地（別表1 [略]）又は貧栄養及び乾燥立地環境（別表2 [略]）の特徴的な状態の破壊、損傷、永続的な妨害又は変更につながるおそれのある事業は、許可 [Erlaubnis] を必要とする。許可 [Erlaubnis] に関する決定は、他の規定に基づき必要とされる官庁の許可 [Gestattung] に関する決定によって、代用される。この決定は、担当自然保護官庁との合議下で、下される。野生の動植物にとって [訳補：重要な、] 立地環境のそれぞれの特性への悪影響が回避されない、又は必要な程度における代償を行うことが不可能であり、かつ、自然及びラントシャフトに対する全ての要求を比較衡量した結果、自然保護及びラントシャフト保全の要求が優先する場合、当該措置は禁止されなければならない。
- (2) 湿性の採草地及び牧草地におけるダイシャクシギ、オグロシギ、アカアシシギ、タシギ、コウノトリ、又はウズラクイナの繁殖ビオトープ、採餌ビオトープ及び育雛ビオトープの確保が、適切な方法で、特に私法上の協定を通じて、努力、達成されなければならない。
- (3) 公法上の規定と相容れない事業が開始される、又は実施される場合、中止を命令することができる。他の方法によっても合法的状態が作り出され得ない場合、原状の復元を要求することができる。原状の復元が、不可能である、又は極端な出費によってのみ可能である場合、[訳補：自然保護及びラントシャフト上] 不都合な [訳補：湿地、貧栄養及び乾燥立地環境の] 変更に対する自然保護及びラントシャフト保全上の措置による代償を、要求することができる。
- (4) これらの規定は、河川管理に関する公法上の義務づけに基づく措置に対しては、適用されない。

第36a条（特別補償）

第6d条第1項に基づく禁止規定によって、湿地（例えば藪藁草地）において、現在行っている農林水産業の経営が、きわめて困難になる土地所有者又は土地利用権者に対しては、それに対して、予算の範囲内で、応分の補償金が与えられる。

第42条（団体の参加）

団体の参加に関しては、連邦自然保護法第29条が適用される。団体の承認は、最上級自然保護官庁が担当する。

自然とランドシャフトを守る制度

生態学的補償制度について

「ミティゲーション」という言葉が日本でも定着しつつあります。ドイツでは連邦レベルで既に1976年にミティゲーションに相当する生態学的補償制度が法制化されています。ミティゲーション制度についてはアメリカの事例が日本では比較的よく知られていますが、アメリカにおいてもそうであるようにドイツにおいても、一定の事業に関しては、自然やランドシャフトに対する回避可能な悪影響の回避を第一原則としながら、回避不可能な悪影響に関しては100%以上の代償・代替措置が、事業者に義務づけられています。

回避を原則としながらも、回避できない悪影響については代償・代替措置をとることによってエコ・バランスをとるというこの生態学的補償制度の導入が、日本においても待たれます。

生態学的補償制度の現場

一道路建設の場合一

大規模な自然環境の破壊を伴う道路建設、鉄道敷設、圃場整備（農村整備）、そして河川改修に対しても適用される場合のある生態学的補償制度。連邦自然保護法、そしてまたさらに現在では全ての州自然保護法の中でその詳細が定められているこの生態学的補償制度について理解を深めるために、先ずバイエルン州内務省建設局のノルベルト・シェンク（Norbert Schenk）氏の文章をいくつか取り上げ、その後、実際に、道路建設の際にバイエルン州で使われている運用基準（11の原則）を一つずつ具体的に見ていくことにしましょう。

ドイツでは「野生生物種」のレッドデータブックに続き、既に「ピオトープタイプ」のレッドデータブックも整備されています。そうした資料を踏まえ、破壊されるピオトープの「価値」を代償・代替措置に確実に反映させるために、バイエルン州では様々な工夫をしています。

なお、代償・代替ピオトープをつくる場所は、原則として、エコロジカルな価値をなくしてしまっている土地においてとされています（圃場整備における同様の基準と実際の適用事例については（財）日本生態系協会『ピオトープネットワークⅡ』1995）を参照）。

自然とラントシャフトは、私たち人間の生存基盤の根源である。道路は人間がつくった文化的ラントシャフトを構成する必要不可欠な要素ではあるが、道路建設は今やまさに工学技術と自然との間の葛藤にさらされている。道路建設技術者は自己に課せられた課題を、道路交通法ばかりでなく、自然保護法と環境保護法に従いラントシャフトを大切に、環境に適合したかたちで解決すべきと認識し、それに向けて努力しなくてはならない。

道路計画を作成する場合、植生は当然ながらすべてのケースで重要な役割を担っている。そのため現に存する森林・樹木群・農耕地内のヘッジロウ・単木を、可能な限り保全してゆくことが、道路路線決定のための根底的要請となる。

ヘルナー・ブファイル／ノルベルト・シェンク「道路沿いにおけるラントシャフト保全」
（バイエルン州政府新聞1982年12月3日）より

生態系への理解が深まるにつれて、バイエルン州道路建設局は、州内の道路沿いのより多くの土地を、意識的に可能な限り自然に近い状態に変えるべく努力している。この変化は、まず、道路緑地帯における生態学的に方向づけられた、一般的には粗放的な維持管理によって生まれる。また、とりわけ、回避できない自然界への侵害を可能な限り代償する目的から、建設工事当初から土地を自然に近い状態に造成していくことはもちろんである。さらに、自然状態に近いこのような二次的な土地と、自然の遷移に委ねられた他の区域やピオトープとをつなげることを、道路建設局は試みている。それによって、より大きな面積の自然状態に近い区域が生まれることになるからである。

ノルベルト・シェンク「ラントシャフトにおける新たなピオトープ構成要素としての裸地斜面」
(バイエルン州政府新聞1984年11月30日)より

●道路建設に起因する[ピオトープの]破壊は、代償しなければならない。

道路建設事業により自然収支とラントシャフトに侵害を与える場合、その機能をラントシャフト保全措置によって回復させるべき自然保護法上の義務が課せられている。バイエルン州道路管理局は、この侵害を代償するため、またさらに道路沿いに緑地を創出・維持管理し、そして土着の動植物界の生息の場を改善し、孤立化傾向にある生息空間のネットワーク化に貢献することを独自の課題と考えている。野生生物種とピオトープの保護という将来的課題を達成するために、道路建設局は他の官庁とともに同じ目標を追っている。バイエルン州の道路緑地帯区域内における道路建設局の努力は、①水経済分野における河川辺緑帯状地の取得や自然状態に近い保全、②農業分野における様々な自然保護推進プログラムや文化的ラントシャフトプログラムとあわせて、バイエルン州におけるピオトープを確保・改善する上で効果を表している。

ノルベルト・シェンク「耕地樹木群、ヘッジロウ、耕地境界帯がなくなり、道路沿いの緑地が動植物の生息空間としての機能を担っている」(バイエルン州政府新聞1992年11月27日)より【以上、藤田正裕 訳】

バイエルン州の自然保護官庁は、道路建設事業のために破壊された大事なピオトープに対する補償や、代替としての新しいピオトープづくりにおきましては、できる限り道路から距離を保つということを要求しております。必要な距離は交通量によっても異なりますが、道路交通からのマイナス影響を全面的に排除するためには、10mから50mの距離が必要になってまいります。もしこの距離が10m以下である場合には、生態学上の価値もより少なくなってしまうので、その場合には、先ほどの場合よりももっと広い面積の土地をピオトープに当てねばなりません。

新しいピオトープがどのくらいの面積を必要とするかということについては、そのピオトープのタイプにより異なりますが、造成されるピオトープの面積は、少なくとも破壊されたピオトープの面積と対応する必要があります。

ノルベルト・シェンク「ドイツにおけるピオトープづくりの手法」(〈財〉農村開発企画委員会、1994)より

道路建設における自然保護法の執行

州の道路建設事業計画における バイエルン州自然保護法第6条及び第6a条に基づく 代償・代替用地の面積の計算方法に関する原則

内務省及び地域整備・環境省は、州の道路建設事業計画におけるバイエルン州自然保護法第6条及び第6a条に基づく代償・代替用地の面積の計算に関して、次に掲げる原則を採用することに合意した。

1993年6月

バイエルン州内務省

バイエルン州地域整備・環境省

はじめに

道路建設をはじめ、自然とランドシャフトを侵害する全ての計画において、環境への悪影響を回避することは、自然保護法に基づき、必要なことである。また環境への悪影響が回避不可能な場合は、バイエルン州自然保護法第6a条に基づき、個々の具体的なケースに応じて、必要な代償・代替措置を行わなければならない。

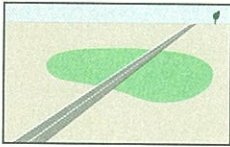
自然保護官庁は早期に、即ち、開発事業の計画段階に関与することができる。

〔しかし〕代償・代替面積の計算に関して科学的に認知された方法は、今のところ存在していないし、期待することもほとんどできない、というのが現実である。とはいえ、簡単かつ均整のとれた評価を行う必要がある。

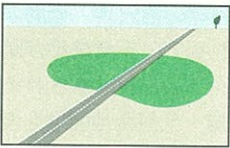
〔そこで当面は〕代償・代替用地の計算方法に関して、次に掲げる原則と基準値を採用することとする。通常はこの基準値で十分であるが、特別な場合には、この基準値から離れることも必要なことであり、その場合には、計画決定手続きの中で、計画決定官庁が全ての利害を比較衡量した上で、それを決める。

原則1 ビオトープの直接的破壊

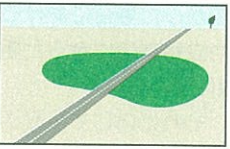
道路（車道、中央分離帯、法面、防音壁等の道路構成要素）の建設によってビオトープは直接的に破壊される。この場合の代償・代替用地の計算方法は次の通り（B＝破壊されたビオトープの面積）。



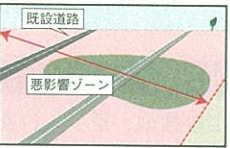
- 1.1 ビオトープ調査の基準を満たす、成立時間が短く再生可能なビオトープやビオトープとしての価値が高い農地の場合。
→Bの1.0倍



- 1.2 ビオトープ調査の基準を満たす、成立時間は長いが再生可能なビオトープ。成立時間・悪影響の程度等に応じて計算する。
→Bの1.1～1.5倍

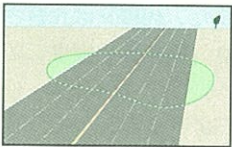


- 1.3 ビオトープ調査の基準を満たす、再生不可能なビオトープ。当該ビオトープの自然保護専門的な価値と悪影響の程度に応じて計算する。
→Bの2～3倍
再生不可能なビオトープのリストは付属書を参照すること。



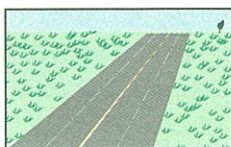
- 1.4 原則5のケースに当たる既設道路の悪影響ゾーン内に、当該ビオトープが既にある場合は、1.1項～1.3項に述べた倍数を、それぞれ0.5ポイント減ずる。

原則2 面積縮小によるビオトープとしての価値の喪失



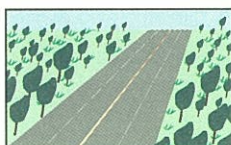
残された土地であっても、ビオトープとしての価値をほぼ失うまでに、直接的破壊によって面積が縮小する場合、悪影響の度合いに応じて、残された土地に対しても、代償又は代替措置が、原則1に基づいて、実施されねばならない。

原則3 集約的に利用されている農地・林地の舗装



- 3.1 畑や集約的に利用されている採草地の舗装（車道、駐車場等）に対する代償又は代替（ V ＝舗装された面積）。

→ V の0.3倍



- 3.2 原則1に含まれない林地の舗装。

→ V の1.0倍



- 3.3 生態学的に価値が高い立地環境（河畔の沼沢地、低層湿原等）における畑や集約的に利用されている採草地が舗装される場合、生態学的発展ポテンシャルが破壊されることに関して、3.1項で示された代償・代替用地面積を増やすことによって、考慮する必要がある。代償・代替面積の追加量は、道路建設が行われなかった場合におけるその土地の自然保護専門的重要性や立地環境に合った粗放的土地利用の復元可能性等を念頭に決められる。

代償・代替用地の最終的な面積は、それに応じて、 V の0.3倍から最高1.0倍までの間を、ケースによって変動する。

原則4 工事期間のみの一時的直接的悪影響

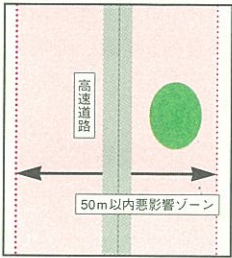


工事の間だけ必要とされる土地（倉庫、工事敷地、乗り入れ道路、代用道路等）は元の状態に戻す等の措置が必要である。成立時間が長いピオトープや再生不可能なピオトープ（原則1.2と1.3を参照）の、一時的利用によって引き起こされる直接的な悪影響は、永続的に用意された追加的土地によってもまた、代償又は代替される。この追加された代償・代替地の面積は、悪影響の程度に応じて、

成立時間が長いピオトープに対しては → B の0.1～0.5倍

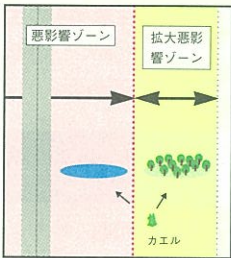
再生不可能なピオトープに対しては → B の0.5～2.0倍

原則 5 道路付近のビオトープへの間接的悪影響

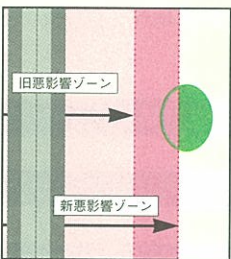


- 5.1 ビオトープ調査の基準を満たす、道路付近で間接的悪影響（排気ガス、分断作用等）をこうむるビオトープに対しては、それが車道辺縁から次の距離内にある場合に限り、代償又は代替を別の場所で行わなければならない。その面積は悪影響を被るビオトープ面積の50%とする。

予想される交通量（車両台数／日）	悪影響ゾーン
500 ～ 2,000	10m以内
2,000 ～ 5,000	20m以内
5,000 ～ 10,000	30m以内
10,000以上	50m以内
高速道路	50m以内



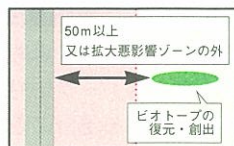
- 5.2 特殊な空間的状况（生物生息空間の相互関連等）によって、悪影響が上述の距離を超えて存在する場合（拡大悪影響ゾーン）、このビオトープの悪影響に対しても相当の代償又は代替を行うべきである。上述の距離内であっても局地的な状況（防音壁等）により、間接的な悪影響が減少する場合、代償又は代替措置が必要とされる範囲は狭くなる。



- 5.3 既設道路の改修の場合、それまで既設道路の悪影響ゾーン又は拡大悪影響ゾーンの外側に位置していたビオトープが悪影響を被る場合に限り、代償・代替措置を、この原則に基づいて、行う必要がある。

原則 6 車道辺縁からの代償・代替用地の距離

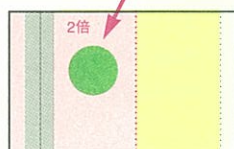
- 6.1 ビオトープの復元、創出というかたちで代償・代替措置を実施するに当たっては、代償・代替用地の位置に関して、次のことに注意する必要がある。



6.1.1 生物生息空間に特殊な生態的要求をもっている動物種のための措置に際しては、車道辺縁から50m以上離れた場所、又は拡大悪影響ゾーンの外側（原則5参照）の場所を選定すること。



6.1.2 一般的には、10m～50mの悪影響ゾーンの外側または拡大悪影響ゾーンの外側の場所を選定すること。



6.2 例外的なケースとして、代償・代替措置が、悪影響ゾーン又は拡大悪影響ゾーン（原則5を参照）の内側で実施される場合に限り、低下させられる質は、代償・代替用地の面積を倍増することによって、補償されなければならない。その際の措置は、自然収支〔訳注：生態系〕の生産能力に有利なように、その生態学的機能を果たし得るように、道路から離れた場所で行われるべきである。

原則7 広い面積を生態的に要求する動物種や希少なビオトープ複合体を含む生物生息空間に対する悪影響

広い面積を生態的に要求する危機的状況にある動物種に対する悪影響の代償に当たって、それが必要である場合、またその限りにおいて、種類・位置・面積が生物生息空間に対するその動物種の生態的要求を満たすに足る代償用地又は代替用地が、〔上述の原則に加えて〕用意されねばならない。

原則8 ラントシャフト像に対する悪影響 [略]

原則9 代償・代替措置の二重機能 [略]

原則10 代償・代替措置の審査

ラントシャフト保全的付随計画に位置づけられている代償・代替措置が、秩序通りに実行されたかどうか、目標としていた代償・代替が達成されたかどうかについて、工事終了後、〔内務省と地域整備・環境省は〕共同で審査しなければならない。

原則11 その他の自然資源に対する悪影響

土壌、水、空気等の自然資源に関係する生態系能力への悪影響に対する代償又は代替は、以上の原則で、全て網羅されているわけではない。とりわけ水法、環境汚染防止法、土壌保護プログラムの要求には触れられていない。

原則1に対する付属書

再生不可能なピオトープは以下の通り。

- 中間湿原と高層湿原
- 低層湿原と敷藁草地
- 河岸の土地を含む自然の、又は近自然的な河川及び湖
- 近自然的な河畔沼沢地
- 乾性草地及び半乾性草地
- 高山以外のエノコログサ草地
- ピオトープ的価値が高い近自然的な森林
- 健全な順序でピオトープが連続するラントシャフト
- レッドデータブック記載の脊椎動物又は絶滅の危機に著しく瀕している無脊椎動物の孤島の生息が見られるピオトープ（このようなピオトープの場合、代償・代替用地に、こうした動物種が新たに移入定着する可能性はほとんどない）。



ダイシャクシギ、アカアシシギなど、バイエルン州自然保護法で指定されたレッドリスト鳥類が観察されていた湿地の中を、その生態学的価値にもかかわらず、社会的・経済的な理由から、敷設された高速道路92号線（ミュンヘン－デッゲンドルフ間）。

生態学的措置として、合計44.2haの土地を悪影響ゾーンの外側に確保し、ピオトープ（BIOTOPFLÄCHE）として管理しています。

財団法人 日本生態系協会の出版物

- 『日本を救う最後の選択』（情報センター出版局、1992年）
- 『ビオトープネットワーク』（ぎょうせい、1993年）
- 『ビオトープネットワークⅡ』（ぎょうせい、1995年）
- 『学校ビオトープマニュアル』（1995年）



訳書

- 『21世紀に向けたアメリカの河川環境管理』（1995年）
- 『エコロジカル・ネットワーク』（1995年）



ドイツの水法と自然保護

1996年6月 発行

発行： 財団法人 日本生態系協会
〒171 東京都豊島区西池袋2丁目30番20号
TEL 03-5951-0244 FAX 03-5951-2974

印刷製本： 日本印刷株式会社

*本誌は、財団法人河川環境管理財団の河川整備基金による助成を受け、発行しています。